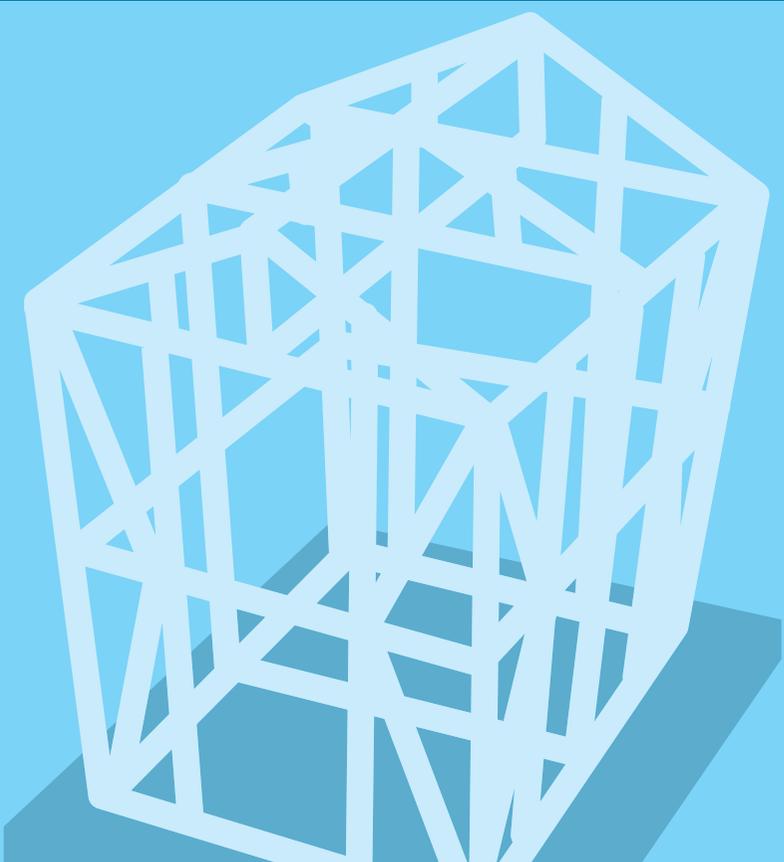


2024年11月
第3版

改正建築基準法

2階建ての木造一戸建て住宅 (軸組構法)等の 確認申請・審査マニュアル



2022年改正
(2025年施行)
対応版



編集協力 国土交通省住宅局建築指導課
参事官(建築企画担当)付

発行 一般財団法人 日本建築防災協会
一般財団法人 建築行政情報センター

2022年改正(2025年施行)対応版

資料3

改正建築基準法
2階建ての木造一戸建て住宅(軸組構法)等の
確認申請・審査マニュアル

編集協力 国土交通省住宅局建築指導課
参事官(建築企画担当)付
発行 一般財団法人 日本建築防災協会
一般財団法人 建築行政情報センター

はじめに 1

第1章 建築基準法改正の概要

- 1. 四号特例の見直し 6
 - (1) 建築確認・検査、審査省略制度の対象について
 - (2) 建築確認・検査における審査（検査）項目
 - (3) 建築確認・検査手続きの流れ
- 2. 構造関係規定等の改正概要 13
 - (1) 壁量基準等の改正
 - (2) 構造計算対象の見直し
 - (3) 小規模な伝統的木造建築物等の構造計算適合性判定の合理化
 - (4) 住宅の採光規定の見直し
- 3. 建築物省エネ法の改正概要 16
 - (1) 省エネ基準への適合義務の対象拡大
 - (2) 既存建築物の取扱い
 - (3) その他の改正内容等

第2章 確認申請図書の作成例

- 1. 本章の構成 20
 - (1) 審査対象となる項目の概要と本章の例示範囲
 - (2) 本章の見方
 - (3) 作成例の概要
- 2. 確認申請図書の作成例 26
 - (1) 仕様表
 - (2) 配置図
 - (3) 平面図
 - (4) 立面図
 - (5) 断面図
 - (6) 地盤面算定表
 - (7) 構造詳細図
 - (8) 壁量判定
 - (9) 四分割法判定
 - (10) 柱頭柱脚金物算定
 - (11) 給排水衛生・電気設備図
 - (12) 換気・採光計算書
- 3. 確認申請図書（参考） 62

第3章 構造関係規定の解説

- 1. 本章の構成と概要 78
 - (1) 本章の対象とする構造・構法
 - (2) 構造の安全性を確認する5つのステップ
 - (3) 構造の安全性を確認するチェックリスト
 - (4) 参考文献
 - (5) 本章の見方
 - (6) 壁量基準等の改正の概要
- 2. 壁量の確保（壁量基準） 82
 - (1) 地震力に対する必要壁量の算出
 - (2) 風圧力に対する必要壁量の算出
 - (3) 必要壁量の決定
 - (4) 存在壁量の算出
 - (5) 壁量の判定
- 3. 壁配置のバランス（四分割法） 96
 - (1) 側端部分の必要壁量の算出
 - (2) 側端部分の存在壁量の算出
 - (3) 壁量充足率と壁率比の算出
 - (4) バランスの判定
- 4. 柱頭・柱脚の接合方法 100
 - (1) N値計算法の概要
 - (2) 告示の仕様による方法の解説
- 5. 柱の小径等 108
 - (1) 柱の小径
 - (2) 柱の有効細長比
 - (3) 柱の欠き取り
 - (4) 通し柱
- 6. その他のチェック 115
 - (1) 基礎の仕様
 - (2) 屋根ふき材等の緊結
 - (3) 土台と基礎の緊結
 - (4) 横架材の欠込み
 - (5) 筋かいの仕様
 - (6) 火打材等の設置
 - (7) 部材の品質と耐久性の確認
 - (8) 指定建築材料のJIS・JAS等への適合
- 7. 構造安全性の配慮事項 133
 - (1) 床組等のチェック
 - (2) 接合部のチェック
 - (3) 基礎のチェック
 - (4) 横架材のチェック
- 8. 構造関係規定に関する参考資料 137

第4章 軽微な変更、完了検査 / 中間検査について

- 1. 計画変更と軽微な変更 146
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 軽微な変更の適用事例
 - (3) 計画変更に係る確認申請を要しない軽微な変更の判断基準
- 2. 完了検査 152
 - (1) 完了検査の対象建築物等
 - (2) 完了検査の流れ
 - (3) 完了検査の申請
 - (4) 完了検査の受付
 - (5) 完了検査の実施
- 3. 中間検査 160
 - (1) 中間検査の対象建築物等
 - (2) 中間検査の流れ
 - (3) 中間検査の申請
 - (4) 中間検査の受付
 - (5) 中間検査の実施

第5章 判断が難しい事例等の解説

- 1. 確認申請・検査全般について 166
- 2. 確認申請図書の作成について 168
 - (1) 構造関係規定について
 - (2) 構造関係規定以外について

参考文献 170

はじめに

建築基準法では、原則全ての建築物を対象に、基準への適合性を審査・検査するため、工事着手前の建築確認や工事完了後の完了検査等の手続きを定めています。

これまで、都市計画区域等の区域内の2階建て以下かつ延べ面積500㎡以下の木造建築物等で建築士が設計・工事監理を行った場合には、建築確認・検査時に構造安全性の基準など一部の規定の審査・検査が省略される特例制度(いわゆる「四号特例」)が設けられていました。また、都市計画区域等の区域外においては、同建築物は建築確認・検査の対象ではありませんでした。

令和4(2022)年6月に公布された『脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律』(令和4年法律第69号)により、審査・検査の特例の対象が縮小され、2階建ての木造一戸建て住宅等については、適用される全ての規定について審査・検査を行うこととなります。また、都市計画区域等の区域外において、これらの建築等を行う場合にあっても建築確認・検査の対象となります。さらに、建築物省エネ法に基づく省エネ基準への適合が、原則全ての建築物に義務付けられるようになります。

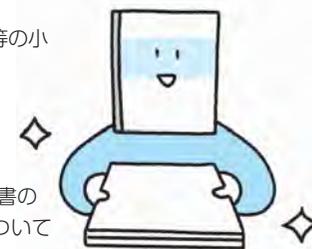
具体的には、審査・検査の特例の対象が、平屋建てかつ延べ面積200㎡以下に縮小され、2階建ての木造一戸建て住宅等では、審査・検査が省略されていた構造関係規定等について、立地に関わりなく審査・検査が必要になるので、構造関係規定等の設計図書の添付が必要になります。さらに、確認申請時に省エネ基準への適合判定通知書又は審査のための設計図書が必要になるなど、建築確認・検査の手続きが大きく見直されることとなります。

また、木造建築物の構造関係規定について、仕様の多様化、特に高い省エネ性能のニーズに対応した建築物の重量化に対応するため、壁量や柱の小径の基準が見直されることとなります。さらに、建築確認・検査の手続きが大きく見直されることを踏まえ、確認申請に必要な図書についても見直されます。

本書では、改正法の概要のほか、2階建ての木造一戸建て住宅等の小規模な建築物に関して、

- ・ 確認申請等を行う方々が円滑に確認申請手続き等を行うこと
- ・ 審査者が円滑に確認審査を行うこと

を目的に、具体の一戸建て住宅をもとに、確認申請に必要な図書の作成方法や新たに建築確認・検査対象となる構造関係規定等について解説します。



本書の使い方

(1) 本書の対象建築物

本書は、以下を全て満たす建築物を対象としています。

新築 改正法施行（令和7（2025）年4月1月）後に着工	2階建て以下かつ延べ面積300㎡以下（平屋かつ200㎡以下を除く）の木造建築物（軸組構法）	構造計算を行わず、仕様規定（壁量基準等。以下同じ。）のみで構造安全性の確認を行うもの※
--	---	---

※準耐力壁等の壁量が少なく、準耐力壁等の壁倍率の小さい一般的な住宅

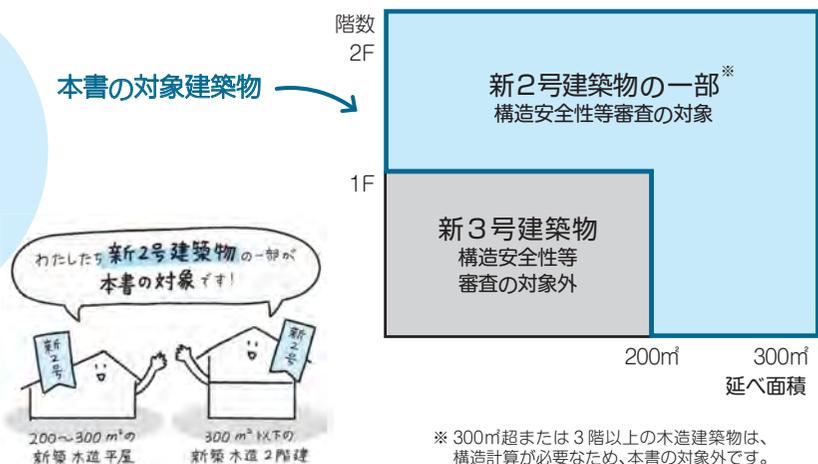


図 対象建築物のイメージ

(2) 本書の対象者

改正法施行後、(1)の建築物の確認申請等を行う方々及びその審査者を対象としています。

(3) 本書の対象範囲

本書は、改正法施行後に、旧4号建築物^{*1}として審査省略の対象であった建築物が、新2号建築物^{*2}になることに伴う、確認申請の変更点や、具体の一戸建て住宅をもとに、確認申請に必要な図書の作成方法、新たに建築確認・検査対象となる構造関係規定等について解説するものです。

- *1 法第6条第1項第4号（改正前）に該当する建築物 木造の戸建住宅等の場合：都市計画区域等の区域内における「2階建て以下」かつ「延べ面積500㎡以下」かつ「高さ13m・軒高9m以下」が該当
- *2 法第6条第1項第2号（改正後）に該当する建築物 木造の戸建住宅等の場合：「2階建て以上」または「延べ面積200㎡超」が該当

第1章 建築基準法改正の概要

旧4号建築物→新2号建築物になることに伴う、確認申請の変更点等を解説

第2章 確認申請図書の作成例

2階建ての木造一戸建て住宅をもとに、確認申請に必要な図書や明示すべき事項等を解説

第3章 構造関係規定の解説

改正法施行後、特に影響の大きい構造関係規定について、壁量基準等の概要や確認方法を解説

第4章 軽微な変更、完了検査 / 中間検査

軽微な変更の取扱いや検査時に苦慮することが想定される事項について解説

第5章 判断が難しい事例等の解説

Q&A形式で、判断が難しい事例等を掲載

参考文献

本書の作成にあたり参照した文献一覧を掲載



なお、「改正建築基準法 2階建ての木造一戸建て住宅（軸組構法）等の確認申請・審査マニュアル ダイジェスト版」では、建築基準法の改正内容の概要や提出が必要となる図書の全体像や概略、及び省エネ基準や適合義務化に伴う確認申請に必要な図書の作成例を紹介しています。

省エネ基準や集団規定・防火規定等の技術的な解説等については、巻末の「参考文献」に掲載しているマニュアル等を参照してください。

今般の法改正に関する最新情報は国土交通省のホームページを確認してください。

国土交通省 HP

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）について

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/r4kaisei_shoenehou_kijunhou.html

脱炭素 建築 改正 検索



1. 本章の構成

(1) 審査対象となる項目の概要と本章の例示範囲

改正前の法第6条の4（建築物の建築に関する確認の特例）に基づき、建築士が設計した旧4号建築物については令第10条で定める対象規定を除いて建築基準関係規定に適合することの確認を受けることになっていましたが（四号特例）、法改正後、新2号建築物については全ての規定が審査対象となります。

本章では、新2号建築物のうち2階建て以下かつ延べ面積300㎡以下の木造一戸建て住宅（平屋かつ200㎡以下を除く）に関する規定について、「四号特例」の見直しにより審査対象となる、法第2章（単体規定）の構造関係規定等を中心に、確認申請に必要な【図書】と【図書に明示すべき事項】を例示します。

以下に、法改正後、新2号建築物の審査対象となる法令の概要と本章における取扱い範囲を示します。

なお、建築物省エネ法が改正され、原則、全ての建築物について、省エネ基準への適合が義務付けられ、建築確認手続きの中で省エネ基準への適合性審査を行うこととなりますが、本章では省エネ基準の適合審査については取り扱いません。

表2-1 法改正後、審査対象となる項目の概要と本章における取扱い範囲

A：特例見直し前においても審査対象であった項目
 B(青字)：これまで四号特例により審査対象外であったが、法改正後、審査対象となる項目

用途	地域	防火地域又は準防火地域	その他
一戸建て住宅			①
その他		②	

根拠法令等	内 容	審査対象		本章の取扱い
		①の場合	②の場合	
法第2章建築物の敷地、構造及び建築設備（法第19条～第41条） <単体規定>				
法第19条	敷地の衛生・安全（敷地の高さ、雨水・汚水排出、擁壁）	A	A	○
法第20条第1項第4号イ (令第3章第2節～第3節)	構造耐力・（壁量基準、柱小径、基礎等の仕様規定）	B	B	○
法第21条	大規模の建築物の主要構造部等	B	B	×
法第22条	屋根（防火地域等以外に建つ建築物の屋根の防火性）	B	A	○
法第23条	外壁（防火地域等以外に建つ木造建築物等の外壁の防火性）	B	A	○
法第24条	建築物が法第22条第1項の市街地の区域の内外にわたる場合の措置	B	A	×
法第25条	大規模の木造建築物等の外壁等〔外壁・軒裏の防火構造等〕	B	A	×
法第26条	防火壁等（1,000㎡以内ごとの防火区画）	A	A	×
法第27条	耐火建築物としなければならない特殊建築物	B	B	×
法第28条第1項	居室の採光（住宅等居室の採光規定）	B	B	○
法第28条第2項	居室の換気（換気用の開口部、換気設備）	B	B	○

根拠法令等	内 容	審査対象		本章の取扱い
		①の場合	②の場合	
法第28条第3項	火気使用室の換気	B	A	○
法第28条第4項	居室の採光〔2室を1室とみなす〕	B	A	○
法第28条の2 (令第2章第1節の3)	石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置	A	A	○
法第29条	地階における住宅等の居室（壁・床の防湿措置）	B	B	×
法第30条	長屋又は共同住宅の各戸の界壁〔遮音性〕	B	B	×
法第31条第1項	便所〔水洗便所〕	B	B	○
法第31条第2項	便所〔尿尿浄化槽〕	A	A	×
法第32条	電気設備〔電気工作物にかかる建築物の安全、防火〕	B	B	○
法第33条	避雷設備	B	B	×
法第34条	昇降機〔昇降機の安全、防火〕	A	A	×
法第35条	特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準	B	A	×
法第35条の2	特殊建築物等の内装	B	A	×
法第35条の3	無窓の居室等の主要構造部	B	A	×
法第36条	一般構造、防耐火、区画、建築設備について必要な技術的基準の政令	A	A	×
法第37条	建築材料の品質（主要構造部等の材料の品質規格）	B	B	○
法第39条	災害危険区域（津波、高潮等の区域指定と建築禁止）	A	A	×
法第40条	地方公共団体の条例による制限の附加	A	A	×
法第41条	市町村の条例による制限の緩和	A	A	×
法第3章都市計画区域等における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途（法第41条の2～第68条の9） <集団規定（第8節を除く）>				
法第43条～第44条、第47条	敷地等と道路との関係、道路内の建築制限、壁面線による建築制限	A	A	×
法第48条、第52条、第53条、 第53条の2、第54条	用途地域、容積率、建蔽率、建築物の敷地面積、外壁後退	A	A	×
法第55条、第56条、第58条	絶対高さ、建築物の各部分の高さ、高度地区	A	A	×
法第61条、第62条	防火地域内の建築物、準防火地域内の建築物	A	A	×
法第3章第5節	防火地域・準防火地域（法第61条中の門・塀、第64条、第66条除く）	A	A	×
法第67条	特定防災街区整備地区	A	A	×
単体規定・集団規定以外、施行令その他				
法第84条の2	簡易な構造の建築物に対する制限の緩和〔壁のない車庫等の緩和〕	A	A	×
令第2章第2節～第4節 (令第31条～第35条を除く)	天井高・床高・防湿、階段、便所	B	B	○
令第32条、第35条	汚物処理性能の技術的基準、合併浄化槽の構造	A	A	×
令第31条、第33条、第34条	改良便槽／漏水検査／便所と井戸の距離	B	B	×
令第4章～第5章の2	耐火・準耐火・防火構造、防火区画等	B	A	×
令第5章の3	避難上の安全の検証	A	A	×
令第5章の4（第2節を除く）	建築設備等	B	B	○
令第129条の2の4第1項 第6号及び第7号	建築設備等	B	A	×
消防法第9条、第9条の2	当該市町村条例で定められた火災の予防のために必要な事項、住宅用防災機器の設置等	A	A	×

(2) 本章の見方

本章では、新築の木造一戸建て住宅を用いて、確認申請に必要な図書を作成しています（「3. 確認申請図書（参考）」参照）。

「2. 確認申請図書の作成例」では、左ページには「3. 確認申請図書（参考）」から抜粋した図面を掲載し、右ページにはその図面に係る明示すべき事項を規則第1条の3からチェックリスト形式（以下、「チェックリスト」という。）で掲載しています。



図面(左ページ)の見方 (例：平面図の場合)

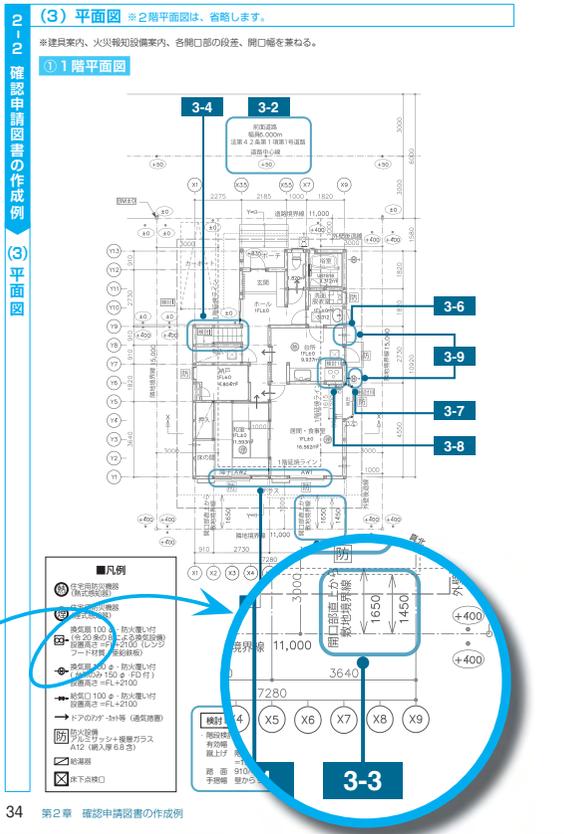
解説文の凡例

青字：これまで四号特例により審査対象外であったが、法改正後、審査対象となる明示すべき事項

○：明示すべき事項の説明箇所

黒字：特例見直し前においても審査対象であった明示すべき事項

※番号がついている明示すべき事項に関しては、右ページのチェックリストの番号と対応しています。



※実際の図書作成・確認申請にあたっては、各申請書類等及び意匠・構造・設備・電気の各図面が全て揃って、確認申請に必要な図書及び書類に明示すべき事項について、図書相互に不整合がないことを確認してください。

チェックリスト(右ページ)の見方 (例：平面図の場合)

チェックリスト

根拠条文	番号	明示すべき事項
平面図全般に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表1)	<input type="checkbox"/>	階・方
	<input type="checkbox"/>	階数、各室の用途及び用途種
居室の採光 (法第28条第1項及び第4項)	3-1	居室の採光(法第28条第1項)に規定する開口部の位置及び面積
	3-2	敷地の採光する窓の位置及び幅員並びに住宅地帯の採光確保係数(令第20条第2項第1号)に規定する窓、広域、川その他これらに類する空地又は水面の位置及び幅
タックルバス、喫煙設備 (法第28条の2)	3-3	生活用地域の採光補正係数(令第20条第2項第1号)に規定する水平距離
	<input type="checkbox"/>	給気機又は給気口等の位置、排気機又は排気口等の位置
階段 (法第36条、令第23条から第26条)	3-4	外壁の壁に設ける建具(透気ができる空地のあるものに類する)の位置
	<input type="checkbox"/>	階段、踊り場、手すり等又は階段に代わる補助的の位置及び構造
住宅用防火機器の設置・維持 (別表第5条第1項、第3条の2)	<input type="checkbox"/>	住宅用防火機器の位置及び種類
	<input type="checkbox"/>	消防対策として定められた火災の予防のために必要な事項
居室の換気設備 (法第28条第2項から第4項)	3-5	居室に設ける換気のための窓その他の開口部の位置及び面積
	3-6	給気機又は給気口の位置
【換気設備の仕様等から転記】	3-7	排気機もしくは排気口、排気機又は排気口の位置
	3-8	がま、ごみその他換気器具の位置、種類及び発熱量
事務所等の換気設備 (法第36条、令第29条から第31条まで、第33条及び34条(部分))	3-9	火気使用する室に関する換気設備
	3-10	換気設備の有効換気量
大気使用室以外に設ける換気設備 (法第36条、令第129条の2の5)	<input type="checkbox"/>	使用に設ける採光及び換気のための窓採光に接する部の位置又は当該窓に代わる設備の位置及び構造
	<input type="checkbox"/>	給気機又は給気機の位置
	<input type="checkbox"/>	排気機もしくは排気機又は排気機の位置

明示すべき事項について

青字：これまで四号特例により審査対象外であったが、法改正後、審査対象となる明示すべき事項

黒字：特例見直し前においても審査対象であった項目

番号について

本章では、番号のある明示すべき事項について左ページの図書の内の該当部分に囲みをつけて番号を記載しています。(番号のない明示すべき事項については、左ページでは記載していません。)

番号のベース色について

青番号：これまで四号特例により審査対象外であったが、法改正後、審査対象となる項目

黒番号：特例見直し前においても審査対象であった項目

同様のチェックリストが再掲される場合、当該チェックリストにおいて図面で例示しない明示すべき事項は**グレー番号**で示しています。

※規則第1条の3第6項において、図書に明示すべき事項を指定された図書以外の図書に明示した時は、当該事項を指定された図書に明示することは不要とされています(規則第1条の3第1項の表1及び表2並びに第4項の表1の各項に掲げる図書に限る)。その場合、本書においては添付図書の合理化により仕様表等にまとめる対応を含め、チェックリストの「根拠条文」欄に〔〇〇図から転記〕と記載しています。

居室に設ける基本事項 (規則第1条の3第1項の表1) 【転記から転記】	8-13	<input type="checkbox"/>	窓及び開口部の位置及び面積
	8-14	<input type="checkbox"/>	採光及び開口部の位置
居室に設ける採光の位置等 (別表第5条第1項) 【転記から転記】	8-15	<input type="checkbox"/>	構造上の主要な部分である部材の位置 寸法及び開口部の位置、形状及び寸法

居室に設ける基本事項 (規則第1条の3第1項の表1) 【転記から転記】	8-13	<input type="checkbox"/>	窓及び開口部の位置及び面積
	8-14	<input type="checkbox"/>	採光及び開口部の位置
居室に設ける採光の位置等 (別表第5条第1項) 【転記から転記】	8-15	<input type="checkbox"/>	構造上の主要な部分である部材の位置 寸法及び開口部の位置、形状及び寸法

(3) 作成例の概要

本章では、仕様規定により構造安全性の確認を行う（準耐力壁等を壁量に算入）新築の木造一戸建て住宅（軸組構法）^{*}を作成例として用いています。

^{*}準耐力壁等の壁量が少なく、準耐力壁等の壁倍率が小さい、一般的な住宅。

ここでは準耐力壁等を壁量判定には算入していますが、準耐力壁等の壁量が必要壁量1/2に満たず、壁倍率が1.5倍に満たないため、四分割法、N値計算法に準耐力壁等を算入していません。

敷地概要

敷地面積	165.00㎡	指定建蔽率 / 指定容積率	50% / 100%
都市計画区域	市街化区域	外壁の後退距離	1.0 m以上
用途地域	第一種低層住居専用地域	高さ制限	10 m
防火地域	指定なし（法第22条区域）	日影規制	4時間、2.5時間（1.5 m）
高度地区	指定なし		

建物概要

構造	木造軸組構法	床面積 (建築基準法)	1階床面積	69.22㎡
階数	2階建て		2階床面積	52.99㎡
最高高さ	8.11m		延べ面積	122.21㎡
軒の高さ	6.40m		容積対象床面積	122.21㎡
建築面積	71.21㎡	建蔽率 / 容積率	43.16% / 74.07%	

■南側立面図



■東側立面図



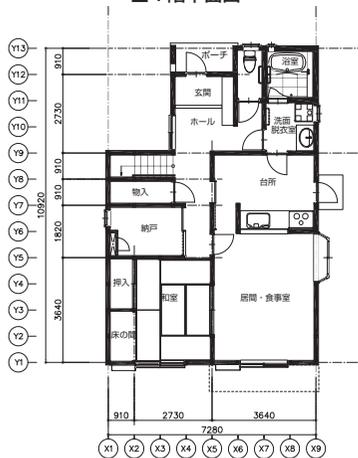
■外部仕上表

部位	下地・仕上	備考
基礎	べた基礎	
外壁	窯業系サイディングボード 厚18(通気構造)	防火時間30分(認定番号: PC030BE-0000)
軒裏	繊維混入けい酸カルシウム板 厚11	防火時間30分(認定番号: QF030RS-0000)
外部開口部	アルミ製ドア、アルミ製サッシ	防火時間20分(認定番号: 認定番号: EB-0000、□□□□)
	複層ガラスA12(網入り厚6.8含む)	防火設備
屋根	野地板: 構造用合板 特類 厚12	
	改質アスファルトルーフィング	
	粘土瓦	

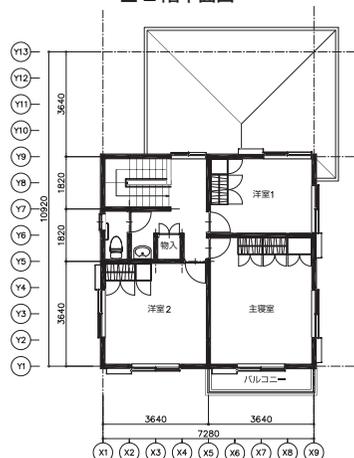
■内部仕上表（一部抜粋）

階	室名	床		巾木			壁		天井		備考
		仕上	厚	仕上	H	厚	仕上	厚	仕上	厚	
1階	玄関	磁器質施軸タイル 150角	9	磁器質施軸タイル 150角	150	9	ビニールクロス貼		ビニールクロス貼		手すり下地
		モルタル	30				せっこうボード	12.5	せっこうボード	9.5	
	ホール・廊下	フローリング	15	木製巾木	60	15	ビニールクロス貼		ビニールクロス貼		
		構造用合板	24				せっこうボード	12.5	せっこうボード	9.5	
	物入	合板1類	15	雑巾摺			合板1類	9.5	合板1類	9.5	
		構造用合板	24								
	納戸	フローリング	15	木製巾木	60	15	ビニールクロス貼		ビニールクロス貼		点検口(天井) フライント
		構造用合板	24				せっこうボード	12.5	せっこうボード	9.5	

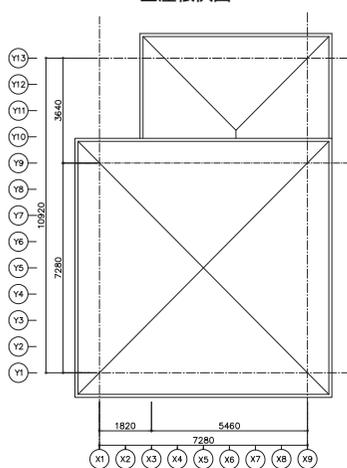
■1階平面図



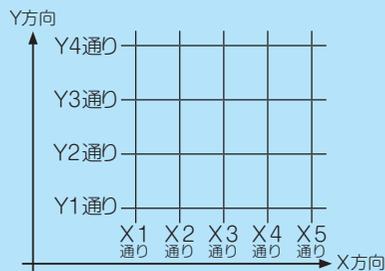
■2階平面図



■屋根伏図



「X方向・Y方向」と「通り」について
本章では、図面の横方向をX方向、縦方向をY方向と定義します。
各通りの呼び方は、以下のとおりです。



2. 確認申請図書の作成例

● 確認申請図書における添付図書の合理化について

- ・旧4号建築物から新2号建築物に移行する建築物のうち、仕様規定の範囲で構造安全性を確認できる建築物については、必要事項を仕様表に記載することで、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び軸組図の添付を省略するなど、添付図書を合理化します。
- ・本章に示す確認申請図書の作成例は、上記に沿って伏図等を省略、合理化を図った内容としています。
- ・建築士法により建築士事務所に課されている図書保存の義務は、本書で採用している確認申請図書の合理化とは別に、これまで通り変わりありません。基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、軸組図などは建築工事を実施する上で重要な図書となりますので、業務として作成したこれらの設計図書を適切に保存してください。

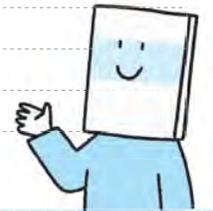
(1) 仕様表	28
(2) 配置図	32
(3) 平面図※	34
(4) 立面図	36
(5) 断面図	38
(6) 地盤面算定表	40
(7) 構造詳細図	42
(8) 壁量判定	44
(9) 四分割法判定	50
(10) 柱頭柱脚金物算定	54
(11) 給排水衛生・電気設備図	58
(12) 換気・採光計算書	60

※2階平面図は、省略します。



MEMO

Large area with horizontal dashed lines for writing a memo.



(1)仕様表 - 1

仕様表作成のねらい

ここでは、1 (3) に示した、新築の木造一戸建て住宅（軸組構法）に基づいた仕様表の記入例を示します。個々の設計の内容により必要に応じて加筆・削除することを想定しています。また、フォーマット自体もあくまで参考であり、状況に合わせて他の図面に情報を記載したり、特記仕様書等に代えたりすることも考えられます。

1-10		1-11		仕様表		
住宅の名称 ○○様邸（東京都○○市○○町○-○-○）						
仕様が複数ある場合、必要最小限の仕様のもの、又は仕様範囲を以下に記載						
項目	小項目	仕様	備考			
建築材料 (法第37条)	基礎コンクリート	ⅡS	設計基準強度 Fc : 24N/mm以上 スランプ : 18cm以下	1-9		
	基礎鉄筋	ⅡS	SD295			
令第2章第2節 (居室の天井の高さ、床の高さ及び防湿方法) (令第22条)	居室の床の高さ	床の高さ	640 (直下の地面 (BM + 400) から)			
	防湿方法	防湿方法	ねこ土台 (有効換気面積 75cm ² /m)			
令第3章第2節 (構造部材等)	構造部材の耐久 (令第37条)	構造耐力上主要な部分	腐食、腐朽、摩損のおそれのあるものに腐食等防止の措置	1-1		
		支持地盤の種類及び位置	砂質地盤 (GL-0.5m)			
	基礎 (令第38条)	基礎の種類	べた基礎			
		基礎の底部の位置	地盤面からの深さ : GL-100、根入れ : GL-300			
		基礎の底部に作用する荷重の数値・算出方法	地盤の許容応力度 30kN/m ²			
	地盤調査 (令第38条)	床くい及び常水面の位置	対象外 (木くい無し)			
		鉄筋	主筋 : D13、立上り・底盤・開口補強筋 : D10	フック有		
	地盤調査 (令第38条)	地盤調査	SWS試験	SWS試験結果に基づく地盤調査報告書*		
		地盤改良	該当なし			
	屋根ふき材等 (令第39条)	屋根ふき材の固定方法	平部 : 全数固定、横部 : ねじ固定、軒・げらば : ねじ3本固定		1-3	
屋外に面する部分のタイル等の繫結方法		該当なし				
木材 (令第41条)	木材の規格 (JAS) または等級	横梁材、柱材、筋かい等、その他 : 無等級材 筋力上の欠点のないこと		1-4		
	仕上の固定方法	土台 120 × 120 (ヒノキ、無等級材) を設ける				
土台及び基礎 (令第42条)	土台の固定方法	アンカーボルト (M12) + 座金 (厚 14.5 × 40 角 × 14 φ) により繫結、柱から 200 以内に設置 (設置間隔 : 2700 以内)	Z マーク表示金物又は同等認定品			
	柱の小径 (令第43条)	横梁材間距離	1階 : 小径 120、横梁材間距離の垂直距離の最大 : 2844 柱の小径と横梁材間距離の比率 : 1/23.7 2階 : 小径 120、横梁材間距離の垂直距離の最大 : 2730 柱の小径と横梁材間距離の比率 : 1/22.6			
柱断面の欠き取り (1/3 以上) の有無		1/3 以上欠き取る場合は適切に補強				
有効細長比 (最大値)	2階建ての隅柱	通し柱、または同等の補強 (N 値計算による)				
	有効細長比 (最大値)	1階 : 座屈長さ : 2844、断面最小二次率半径 : 34.64 柱の有効細長比 = 82.1 < 150 2階 : 座屈長さ : 2730、断面最小二次率半径 : 34.64 柱の有効細長比 = 78.9 < 150	座屈長さ = 横梁材間距離内法			
はり等の横梁材 (令第44条)	中央部付近の下側に耐力上支障のある欠き込み	欠き込み : 無し				
	筋かいの断面	45 × 90				
筋かい (令第45条)	筋かいの欠き込み	原則欠き込み無し (必要な場合) たすき部補強、両面から短冊金物 (S) 当て六角ボルト (M12) 締め、スクリュウ<き> (ZS50) 打ち	Z マーク表示金物又は同等認定品			
	構造耐力上必要な軸組 (令第46条)	第1項	主要な梁せい : スキ (120 × 120 ~ 240)			
第3項 床組・小屋はり組の火打、構造用合板等、振れ止め		床組 : 構造用合板 (厚 24 小屋はり組 : 火打ちばり (木製)、振れ止め : 設置 火打土台 : スキ (45 × 90) ユニツトビス、土間床部分は除く				
筋かい端部	第4項 壁基準 (耐震・耐風)	筋かい (45 × 90 シングル、ダブル)、配置は壁量平面図による、準耐力壁は外壁面側の大半部分				
	筋かい端部	繫結方法 : 筋かいプレート (BP2 等)	Z マーク表示金物又は同等認定品			
耐力壁高側柱頭・柱脚	筋かい端部	N 値計算による	N 値計算書			
	その他の柱頭・柱脚	かど金物 (CP-L) 等	Z マーク表示金物又は同等認定品			
親手・仕口 (令第47条)	耐風性向上のための接合部仕様	耐風性向上のための接合部仕様 たるき・軒桁接合 : ひねり金物 ST-15 たるき・もや接合 : 鉄釘<き> 2-N75 2本斜め打ち 小屋束・小屋はり・小屋束・もや接合 : かすがいC120 両面打ち	平 12 建告第 1460 号 基礎風速 : 34m/s 樹種 : J3 (スギ) Z マーク表示金物又は同等認定品			
	小屋組の接合方法					
防湿措置等 (令第49条)	鉄網モルタル下地等の防水措置	該当なし				
	構造耐力上主要な部分の柱、筋かい、土台	地面から 1m の範囲で防湿・防蟻処理		1-7		

*本書では掲載を省略



(1)仕様表 - 1

チェックリスト



根拠条文	番号	明示すべき事項
構造部材等 (法第20条、令第3章第2節)	1-1	<input type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものに用いる材料の腐食、腐朽若しくは摩損のおそれの程度又はさび止め、防蟻若しくは摩損防止のための措置
		<input type="checkbox"/> 地盤調査結果の検証による支持地盤の種類及び位置
	1-2	<input type="checkbox"/> 基礎の種類
		<input type="checkbox"/> 基礎の底部又は基礎くいの先端の位置
		<input type="checkbox"/> 基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出方法
	1-3	<input type="checkbox"/> 木くい及び常水面の位置
<input type="checkbox"/> 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁、その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの取付け部分の構造方法		
木造建築物 (法第20条、令第3章第3節)	1-4	<input type="checkbox"/> 木材の品質 (令第41条) [使用構造材料一覧表から転記]
		<input type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質
	1-5	<input type="checkbox"/> 土台及び基礎 (令第42条) [構造詳細図から転記]
		<input type="checkbox"/> 土台の設置、固定方法
	1-6	<input type="checkbox"/> 柱の有効細長比、柱断面の欠き取り、2階建ての隅柱、柱の小径
		<input type="checkbox"/> 外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下地
	1-7	<input type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分である部材の地面から 1m 以内の部分の防蟻又は防蟻措置
		<input type="checkbox"/> 木造建築物の部材 (令第44条から第47条) [基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、2面以上の軸組図から転記]
建築材料の品質 (法第37条) [使用建築材料表から転記]	1-9	<input type="checkbox"/> 建築物の基礎、主要構造部及び安全上、防火上又は衛生上重要である建築物の部分 (令第144条の3に規定する部分) に使用する指定建築材料の種類
		<input type="checkbox"/> 指定建築材料を使用する部分
	1-11	<input type="checkbox"/> 使用する指定建築材料の品質が適合する日本産業規格又は日本農林規格及び当該規格に適合することを証する事項
		<input type="checkbox"/> 日本産業規格又は日本農林規格に適合することを証明する事項
		<input type="checkbox"/> 使用する指定建築材料が国土交通大臣の認定を受けたものである場合は認定番号

(1)仕様表 - 2

項目	小項目	仕様	備考	
令第3章第4節の2 (補強コンクリート ブロック造)	1-12 塀 (令第62条の8)	構造方法	控え壁なし	塀の高さ=1200
		材料の種類	建築用コンクリートブロックA種	
		塀の厚さ	150	
		補強筋	壁内部 縦横に80cm間隔にD10配置 横筋：壁頂・基礎補強筋、縦筋：壁端部、隅角部 D10	
		補強筋端部	端部はかぎ状に折り曲げ、交差する鉄筋にかぎ掛け	
防火構造 延焼のおそれのある 部分	1-13 屋根 (法第22条)	在土	粘土瓦(防災瓦)	瓦：不燃材料
		野地板	構造用合板特類(厚)12 鉄丸くぎN38 150ピッチでたるきに固定	
		防水紙	改質アスファルトルーフィング940(22kg)	
居室	1-14 外壁 (法第23条)	仕上	窯業系サイディング(厚)18 通気構造	準防火材料(認定番号XX)
		仕上	繊維混入ゲイ酸カルシウム板(厚)11.5 EP	
居室	1-15 内装材 (令第20条の7)	内装材(複合フローリング、集塵材、ビニルクロス、化粧石膏ボード、ふすま紙、内装・収納ドア、洗面化粧台、キッチンセット、換気扇)	全てF☆☆☆☆	全ての居室
		1-16 居室の換気 換気設備 (令第20条の8)	機械換気設備の構造	第3種機械換気設備 80m ³ /h × 2基(1,2階使用に設置)、各居室に給気口設置 台所はレンジフードによる(換気量○○m ³ /h)
天井裏等(合板、構造用合板、収納内部、石こうボード)	全てF☆☆☆☆		全ての天井裏等	
給排水衛生設備	1-17 建築設備の構造強度 (令第129条の2の3)		昇降機以外の建築設備の構造方法	建築物に設ける昇降機以外の建築設備の安全設置に関する平12建告第1388号および同告第5改正(平24国交告第1447号)の構造方法に従い設置
		給水・給湯管材料	引込：ステンレス管 敷地内：耐衝撃硬質強化ビニル管 住戸内：架橋ポリエチレン管	1-18
			排水管：コンクリート製樹、硬質強化ビニル製樹 排水管：硬質強化ビニル製排水管 地中埋設管：防凍テープにて処理 排水勾配：1/100以上 管径は、上下水道局の基準による	
			火栓	
特定行政庁が条例、規則で定める規定	法第40条	-		
	法第41条	-		



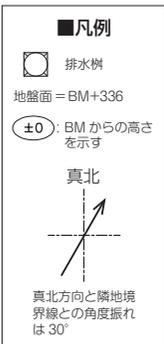
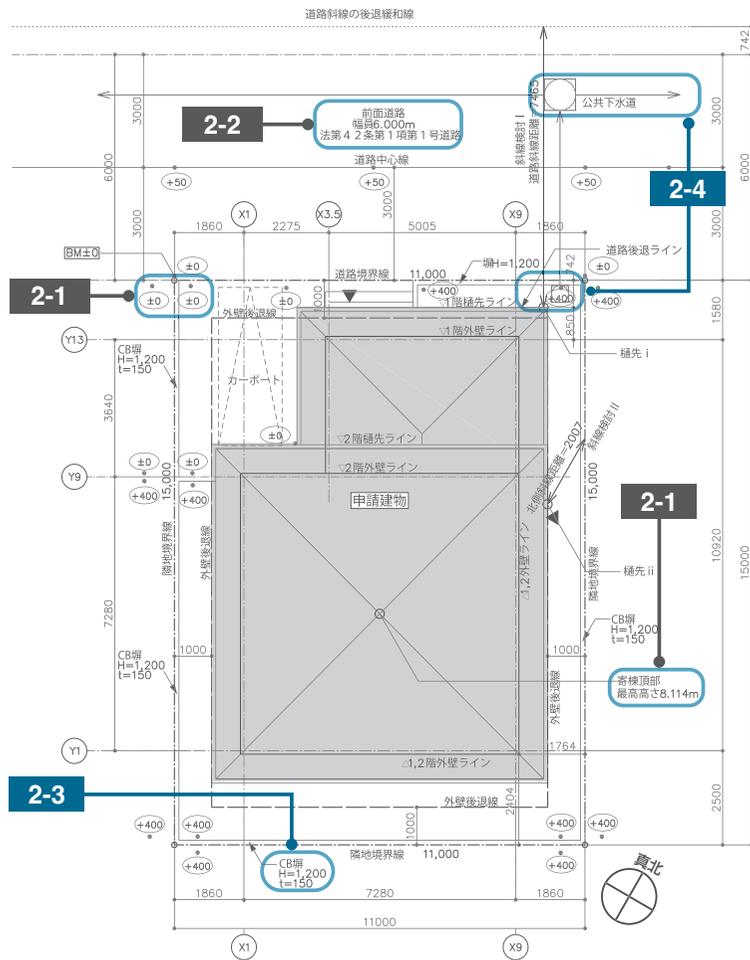
(1)仕様表-2 チェックリスト



根拠条文	番号	明示すべき事項
補強コンクリートブロック造の塀 (法第20条、令第3章第4節の2) [構造詳細図から転記]	1-12	<input type="checkbox"/> 塀の寸法、構造方法、基礎の根入れ深さ並びに材料の種類及び寸法
		<input type="checkbox"/> 帳壁の材料の種類及び構造方法
		<input type="checkbox"/> 鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法
法第22条区域内の建築物の屋根 (法第22条) [耐火構造等の構造詳細図から転記]	1-13	<input type="checkbox"/> 屋根の断面の構造、材料の種類及び寸法
法第22条区域内の建築物の外壁 (法第23条) [使用建築材料表から転記]	1-14	<input type="checkbox"/> 主要構造部(外壁及び軒裏)の材料の種類
シックハウス等対策 (法第28条の2) [使用建築材料表から転記]	1-15	<input type="checkbox"/> 内装の仕上げに使用する建築材料の種類
	1-16	<input type="checkbox"/> 換気設備の構造 <input type="checkbox"/> 天井裏等の種別
昇降機以外の建築設備 (法第36条、令第129条の2の3第2号) [構造詳細図から転記]	1-17	<input type="checkbox"/> 昇降機以外の建築設備の構造方法(給湯器等)
給排水設備配管(法第36条、令第129条の2の4) [配管設備の使用材料表から転記]	1-18	<input type="checkbox"/> 配管設備に用いる材料の種類



(2) 配置図



各位置高さ

	道路中心からの高さ	地盤面からの高さ
樋先 i	3.610m	3.324m
樋先 ii	6.472m	6.186m
寄棟頂部	8.400m	8.114m



(2) 配置図

チェックリスト

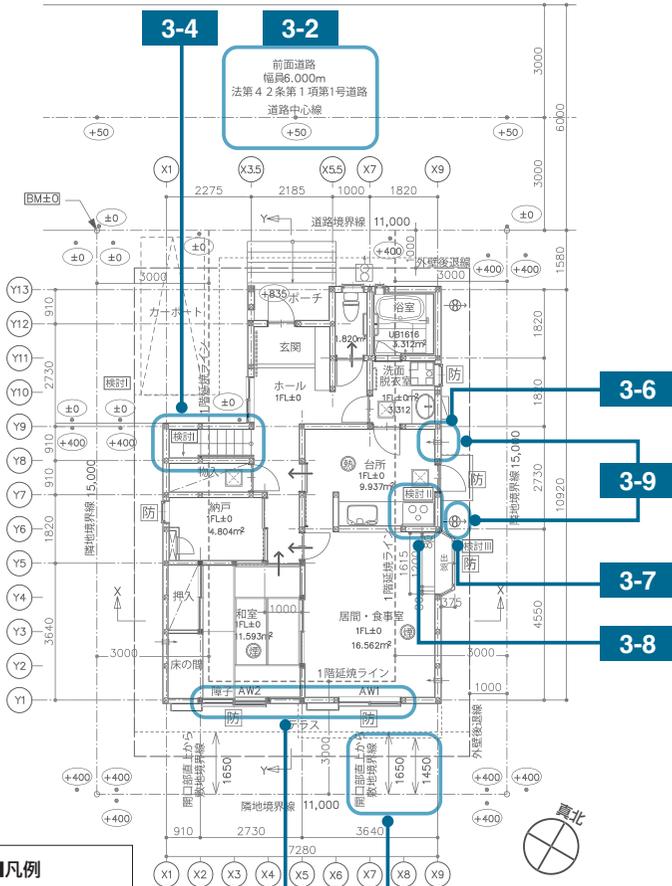


根拠条文	番号	明示すべき事項
配置図に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表1)	<input type="checkbox"/>	縮尺・方位
	<input type="checkbox"/>	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
	<input type="checkbox"/>	擁壁の設置その他安全上適当な措置(法第19条第4項)
	2-1 <input type="checkbox"/>	土地の高低(法第19条第1項)、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ
	2-2 <input type="checkbox"/>	敷地の接する道路の位置、道路幅員及び道路の種類(法第42条)
塀 (法第20条、令第3章第4節ほか)	<input type="checkbox"/>	下水管などの、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路(法第19条第3項)
	<input type="checkbox"/>	組積造の塀の位置(令第3章第4節)
	2-3 <input type="checkbox"/>	補強コンクリートブロック造の塀の位置(令第3章第4節の2)
水洗便所 (法第31条1項)	<input type="checkbox"/>	無筋コンクリート造の塀の位置、構造方法及び寸法(令第3章第7節)
	2-4 <input type="checkbox"/>	排水ますの位置及び公共下水道の位置
浄化槽 (法第31条2項)	<input type="checkbox"/>	浄化槽の位置及び当該浄化槽からの放流水の放流先又は放流方法
給排水配管設備 (法第36条、令第129条の2の4)	<input type="checkbox"/>	建築物の外部の給水タンク等の位置
	<input type="checkbox"/>	配管設備の種別及び配置
給水タンク等からくみ取便所の便槽、浄化槽、排水管(給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する管を除く。)、ガソリタンクその他衛生上有害な物の貯留槽又は処理に供する施設までの水平距離(給水タンク等の底が地盤面下にある場合に限る。)	<input type="checkbox"/>	給水タンク等からくみ取便所の便槽、浄化槽、排水管(給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する管を除く。)、ガソリタンクその他衛生上有害な物の貯留槽又は処理に供する施設までの水平距離(給水タンク等の底が地盤面下にある場合に限る。)
	<input type="checkbox"/>	くみ取便所の便槽及び井戸の位置
くみ取便所、井戸 (法第36条)	<input type="checkbox"/>	くみ取便所の便槽及び井戸の位置
都市計画区域等に関する規定 (法第3章)	<input type="checkbox"/>	敷地の道路に接する部分及びその長さ
	<input type="checkbox"/>	用途地域の境界線
	<input type="checkbox"/>	指定された容積率の数値の異なる地域の境界線
	<input type="checkbox"/>	防火地域の境界線
	<input type="checkbox"/>	都市計画において定められた外壁の後退距離の限度の線
第一種低層住居専用地域等内における外壁の後退距離 (法第54条)	<input type="checkbox"/>	申請に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置
	<input type="checkbox"/>	外壁の後退距離に対する制限の緩和(令第135条の22)に掲げる建築物又はその部分の用途、高さ及び床面積
	<input type="checkbox"/>	申請に係る建築物又はその部分の外壁又はこれに代わる柱の中心線及びその長さ
	<input type="checkbox"/>	建築物の各部分の高さ
	<input type="checkbox"/>	地盤面の異なる区域の境界線
建築物の各部分の高さ (法第56条)	<input type="checkbox"/>	後退緩和(令第130条の12)に掲げる建築物の部分の用途、位置、高さ、構造及び床面積
	<input type="checkbox"/>	道路斜線制限の緩和(法第56条第2項)に規定する後退距離
	<input type="checkbox"/>	二以上の前面道路がある場合(令第132条第1項若しくは第2項)又は前面道路の反対側に公園等がある場合(令第134条第2項)に規定する区域の境界線
	<input type="checkbox"/>	前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するものの位置
	<input type="checkbox"/>	北側の前面道路の反対側又は北側の隣地にある水面、線路敷その他これらに類するものの位置

(3) 平面図 ※2階平面図は、省略します。

※建具案内、火災報知設備案内、各開口部の段差、開口幅を兼ねる。

① 1階平面図



- 凡例
- 住宅用防災機器 (熱式感知器)
 - 住宅用防災機器 (煙式感知器)
 - 換気扇 100φ・防火覆い付 (令20条の8による換気設備) 設置高さ=FL+2100 (レンジフード材質: 亜鉛鉄板)
 - 換気扇 100φ・防火覆い付 (台所のみ150φ・FD付) 設置高さ=FL+2100
 - 給気口 100φ・防火覆い付 設置高さ=FL+2100
 - ドアのアガ-カット等 (通気措置)
 - 防火設備 アルミサッシ+複層ガラス A12 (納入厚6.8各)
 - 給湿器
 - 床下点検口

検討Ⅰ

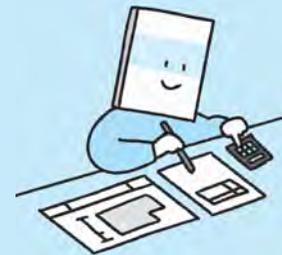
- ・階段検討
- 有効換気量 766
- 蹴上げ 階高/段数=2900/15=199.33
- 踏面 910/4=227.5
- 手摺幅 壁から90

検討Ⅱ

- ・台所換気設備計算 (火気使用室)
- 有効換気量 (AA-11BBBB) = 400
- 必要換気量 = 30 × K (m³) × Q (KWkg/h) = 300.76
- K (都市ガス) = 0.93
- Q (AA-B111-BBBBBB) = 10.78
- 有効換気量 > 必要換気量

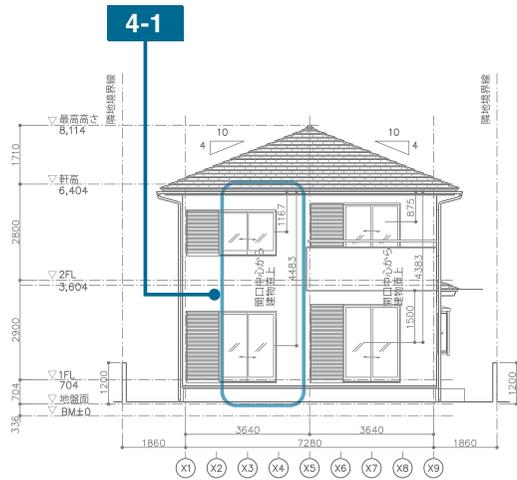
(3) 平面図 チェックリスト

根拠条文	番号	明示すべき事項
平面図全般に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表1)	<input type="checkbox"/>	縮尺・方位
	<input type="checkbox"/>	間取、各室の用途及び床面積
居室の採光 (法第28条第1項及び第4項)	<input type="checkbox"/>	居室の採光 (法第28条第1項) に規定する開口部の位置及び面積
	<input type="checkbox"/>	[配置図から転記] 敷地の接する道路の位置及び幅員並びに住居系地域の採光補正係数 (令第20条第2項第1号) に規定する公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面の位置及び幅
	<input type="checkbox"/>	住居系地域の採光補正係数 (令第20条第2項第1号) に規定する水平距離
シックハウス、換気設備 (法第28条の2)	<input type="checkbox"/>	給気機又は給気口等の位置、排気機又は排気口等の位置
	<input type="checkbox"/>	外壁の開口部に設ける建具 (通気ができる空隙のあるものに限る。) の構造
階段 (法第36条、令第23条から第26条)	<input type="checkbox"/>	階段、踊り場、手すり等又は階段に代わる傾斜路の位置及び構造
	<input type="checkbox"/>	住宅用防災機器の設置・維持 (消防法第9条、第9条の2)
居室の換気設備 (法第28条第2項から第4項)	<input type="checkbox"/>	居室に設ける換気のための窓その他の開口部の位置及び面積
	<input type="checkbox"/>	給気機又は給気口の位置
[換気設備の仕様書から転記]	<input type="checkbox"/>	排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置
	<input type="checkbox"/>	かまど、こゝろその他設備器具の位置、種別及び発熱量
	<input type="checkbox"/>	火を使用する室に関する換気経路
換気設備の有効換気量	<input type="checkbox"/>	換気設備の有効換気量
	<input type="checkbox"/>	換気設備の有効換気量
便所の窓又は換気設備 (法第36条、令第28条から第31条まで、第33条及び第34条 (便所))	<input type="checkbox"/>	便所に設ける採光及び換気のため直接外気に接する窓の位置又は当該窓に代わる設備の位置及び構造
	<input type="checkbox"/>	給気口又は給気機の位置
火気使用室以外に設ける換気設備 (法第36条、令第129条の2の5)	<input type="checkbox"/>	給気口又は給気機の位置
	<input type="checkbox"/>	排気口若しくは排気機又は排気筒の位置

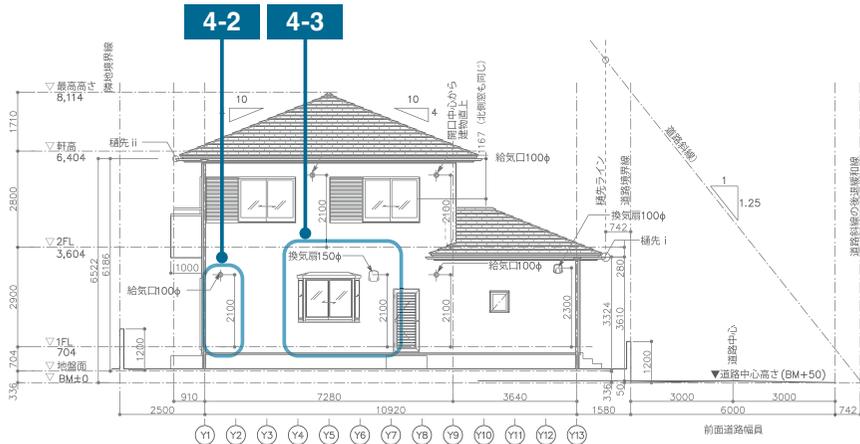


(4) 立面図

① 南側立面図



② 東側立面図

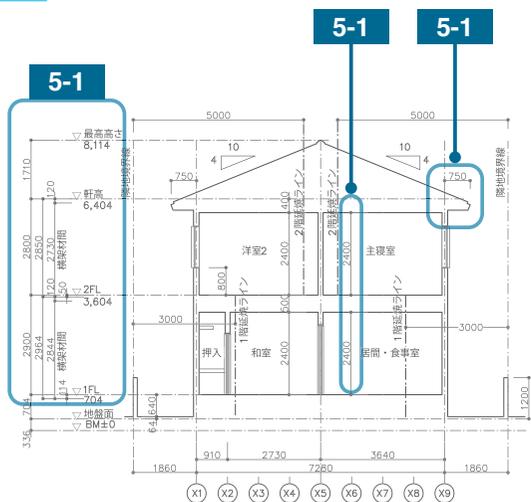


(4) 立面図 チェックリスト

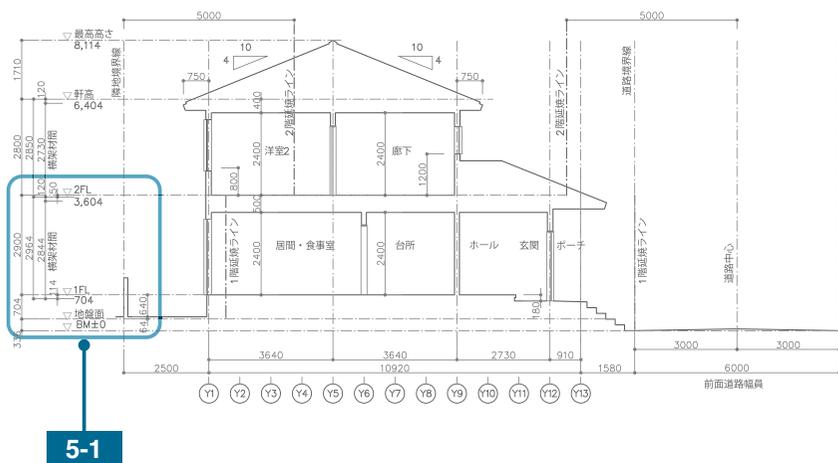
根拠条文	番号	明示すべき事項
立面図全般に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表1)	<input type="checkbox"/>	縮尺
	<input type="checkbox"/>	開口部の位置
	<input type="checkbox"/>	延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造
基礎、屋根ふき材等 (法第20条、令第3章第2節)	<input type="checkbox"/>	基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種類及び寸法
	<input type="checkbox"/>	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるもの種別、位置及び寸法
木造建築物 (法第20条、令第3章第3節)	<input type="checkbox"/>	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
採光補正係数 (法第28条第1項、第4項)	4-1	<input type="checkbox"/> 住居系地域の採光補正係数(令第20条第2項第1号)に規定する垂直距離
都市計画区域等に関する規定 (法第3章)	<input type="checkbox"/>	敷地境界線
	<input type="checkbox"/>	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
	<input type="checkbox"/>	壁面線
	<input type="checkbox"/>	門又は塀の位置及び高さ
	<input type="checkbox"/>	用途地域の境界線
	<input type="checkbox"/>	土地の高低
	<input type="checkbox"/>	前面道路の路面の中心の高さ
	<input type="checkbox"/>	地盤面及び前面道路の路面の中心からの建築物の各部分の高さ
	<input type="checkbox"/>	道路面と敷地の地盤面に高低差がある場合(令第135条の2第2項)、隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限の緩和(令第135条の3第2項)又は北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限の緩和(令第135条の4第2項)の規定により特定行政庁が規則において定める前面道路の位置
	<input type="checkbox"/>	法第56条第1項から第6項までの規定による建築物の各部分の高さの限度
建築物の各部分の高さ (法第56条) [断面図から転記]	<input type="checkbox"/>	前面道路の中心線
	<input type="checkbox"/>	擁壁の位置
	<input type="checkbox"/>	地盤面の異なる区域の境界線
	<input type="checkbox"/>	後退緩和(令第130条の12)に掲げる建築物の部分の用途、位置、高さ、構造及び床面積
	<input type="checkbox"/>	道路斜線制限の緩和(法第56条第2項)に規定する後退距離
	<input type="checkbox"/>	二以上の前面道路がある場合(令第132条第1項若しくは第2項)又は前面道路の反対側に公園、広場、水面その他これらに類するものがある場合(令第134条第2項)に規定する区域の境界線
	<input type="checkbox"/>	前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するものの位置
	<input type="checkbox"/>	北側の前面道路の反対側又は北側の隣地にある水面、線路敷その他これらに類するものの位置
	<input type="checkbox"/>	居室の換気設備(法第28条第2項から第4項)
	<input type="checkbox"/>	給気機又は給気口の位置
居室の換気設備 (法第28条第2項から第4項) [断面図から転記]	4-2	<input type="checkbox"/> 給気機又は給気口の位置
	4-3	<input type="checkbox"/> 排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置

(5) 断面図

① X-X 断面図



② Y-Y 断面図



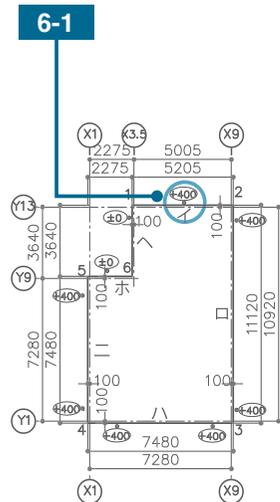
(5) 断面図 チェックリスト



根拠条文	番号	明示すべき事項
断面図全般に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表1)	<input type="checkbox"/>	縮尺
	<input type="checkbox"/>	地盤面
基礎、屋根ふき材等 (法第20条、令第3章第2節)	5-1 <input type="checkbox"/>	各階の床及び天井(天井のない場合は、屋根)の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ
	<input type="checkbox"/>	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法
木造建築物 (法第20条、令第3章第3節)	<input type="checkbox"/>	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
	<input type="checkbox"/>	床の防湿方法、階段の構造など (法第36条、令第2章第2節、第3節)
	<input type="checkbox"/>	最下階の居室の床が木造である場合における床の高さ及び防湿方法
	<input type="checkbox"/>	換気孔の位置
	<input type="checkbox"/>	ねずみの侵入を防ぐための設備の設置状況
	<input type="checkbox"/>	階段、踊り場、手すり等又は階段に代わる傾斜路の構造

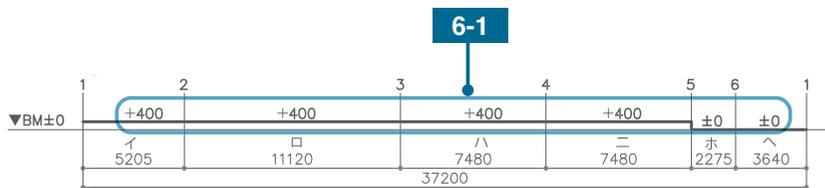


(6) 地盤面算定表



6-2

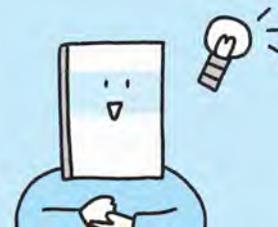
	長さ m	高さ m	面積 m ²
イ	5.205	0.4	2.082
ロ	11.12	0.4	4.448
ハ	7.48	0.4	2.992
ニ	7.48	0.4	2.992
ホ	2.275	0	0
ヘ	3.64	0	0
合計	37.20		12.514
地盤面 = 12.51 m ² / 37.20 m = 0.33639 m = BM+336mm			



(6) 地盤面算定表 チェックリスト



根拠条文	番号	明示すべき事項
平均地盤面の算定 (規則第1条の3第1項の表1、令第2条第2項)	6-1	<input type="checkbox"/> 建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ
	6-2	<input type="checkbox"/> 平均地盤面を算定するための算式



(7) 構造詳細図

① 構造詳細図（屋根）

7-4

7-2 粘土瓦
改質アスファルトルーフィング
構造用合板厚12
垂木：45×75@455

法第 22 条区域内にある建築物の屋根を通常の火災による火の粉による建築物の火災の発生防止の為に政令で定める技術的基準の以下 2 つのいずれかに適合

◆国土交通大臣が定めた構造方法 (平 12 建告第 1365 号)
① 不燃材料で造るか、またはふくこと
② 準耐火構造
③ 耐火構造

◆国土交通大臣の認定を受けたもの

② 構造詳細図（外壁）

7-3 **7-5**

透湿防水シート
胴縁(通気層)厚18
窯業系サイディング厚18
外部

石こうボード厚 12.5
ビニールクロス貼
柱:120×120
内部

7-5

法第 22 条区域内にある木造等の外壁で延焼のおそれのある部分にかかる構造を準防火構造（国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの、または国土交通大臣の認定を受けたもの）以上としているか。(平 12 建告第 1359 号第 1)

③ 構造詳細図（基礎） 内すべて **7-1**

基礎形式 べた基礎 (単位:mm)

立上り上端主筋
種類 SD295
本数-径 1-D13

地上高さ 450

せん断補強筋
種類 SD295
径 D10
本数 1
ピッチ 300
フック あり (外周部)

根入れ深さ (外周部) 300

立上り下端主筋
種類 SD295
本数-径 1-D13

底盤補強筋
種類 SD295
径@ピッチ D13@300
上段:長辺方向 D13@300
下段:短辺方向

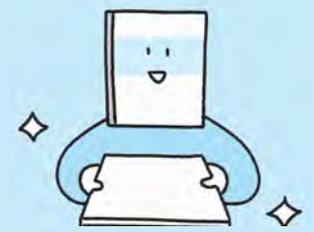
底盤厚 150

底盤地上高さ 50

200 200

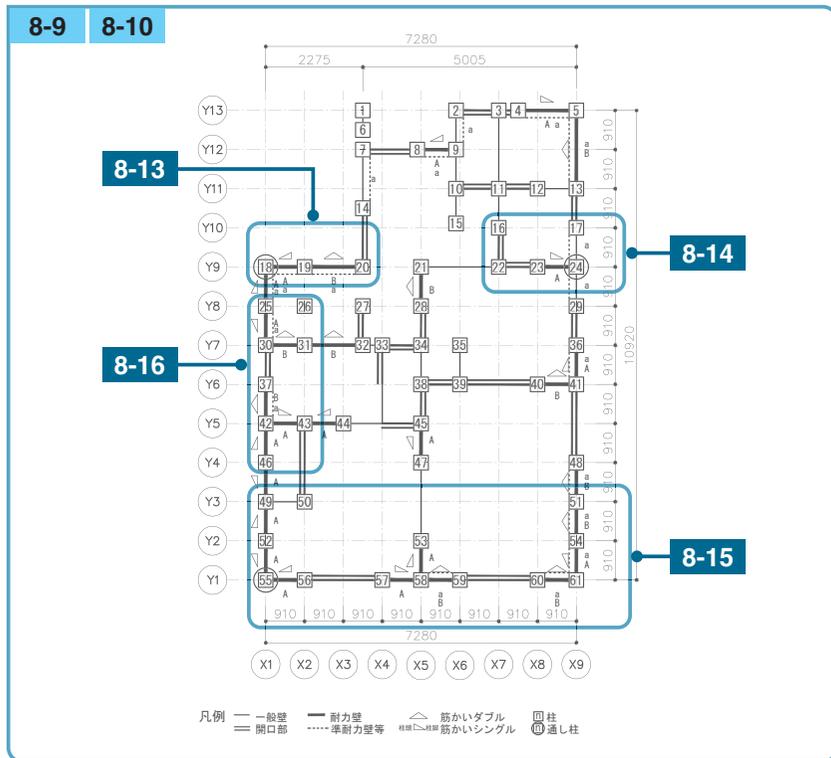
(7) 構造詳細図 チェックリスト

根拠条文	番号	明示すべき事項
詳細図全般に関する基本事項 (規則第 1 条の 3 第 1 項の表 1) [構造詳細図から転記]		<input type="checkbox"/> 縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種類及び寸法
基礎の構造 (法第 20 条、令第 3 章第 2 節) [令第 38 条第 3 項若しくは第 4 項または令第 39 条第 2 項若しくは第 3 項の規定に適合することの確認に必要な図書から転記]	7-1	<input type="checkbox"/> 令第 38 条第 3 項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 建築物の基礎の構造は、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮して国土交通大臣が定めた構造方法 (平 12 建告第 1347 号建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件) を用いるものとしなければならない。
木造建築物 (法第 20 条、令第 3 章第 3 節)	7-2	<input type="checkbox"/> 屋根ふき材の種類
	7-3	<input type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法
補強コンクリートブロック造の塀 (令第 3 章第 4 節の 2)		<input type="checkbox"/> 塀の寸法、構造方法、基礎の丈及び根入れ深さ並びに材料の種類及び寸法
		<input type="checkbox"/> 塀壁の材料の種類及び構造方法
		<input type="checkbox"/> 鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法
法第 22 条区域内の建築物の屋根 (法第 22 条) [耐火構造等の構造詳細図から転記]	7-4	<input type="checkbox"/> 屋根の断面の構造、材料の種類及び寸法
法第 22 条区域内の建築物の外壁 (法第 23 条) [耐火構造等の構造詳細図から転記]	7-5	<input type="checkbox"/> 延焼のおそれのある部分の外壁の断面の構造、材料の種類及び寸法



(8) 壁量判定

① 1階耐力壁図



8-10 ■存在壁量の算定

階・方向	壁記号	有効壁倍率	壁長 (cm)	存在壁量 (耐力壁) (cm)	存在壁量 (準耐力壁等) (cm)	存在壁量 (合計) (cm)
2階/X方向	A	2.00	1,046.50	2,093.00		2,456.55
	b	0.47	773.50		363.55	
2階/Y方向	A	2.00	819.00	1,638.00		2,750.93
	B	4.00	182.00	728.00		
1階/X方向	A	2.00	773.50	1,547.00		4,381.65
	B	4.00	637.00	2,548.00		
1階/Y方向	a	0.45	637.00		286.65	4,556.83
	A	2.00	910.00	1,820.00		
1階/Y方向	B	4.00	546.00	2,184.00		4,556.83
	a	0.45	1,228.50		552.83	

8-12 ■準耐力壁等の必要壁量に対する割合の確認

階・方向	必要壁量 (cm)		存在壁量 (準耐力壁等) (cm)		B/A	判定
	A	B	C	D		
2階 X方向	1,431.00	363.55	0.26	OK		OK
2階 Y方向	1,431.00	384.93	0.27	OK		OK
1階 X方向	2,699.97	286.65	0.11	OK		OK
1階 Y方向	2,699.97	552.83	0.21	OK		OK

・各階・各方向の必要壁量の1/2以下の範囲内で準耐力壁等を加算する場合、準耐力壁等を考慮せずに壁配置のバランスの確認を行います。また、壁倍率が1.5倍以下の準耐力壁等を考慮せずに柱頭・柱脚の接合方法の確認を行います。

8-8 ■耐力壁・準耐力壁仕様一覧

種類	壁記号	材種名	基準倍率	係数	開口有無	開口高さ (cm)	取付高さ (cm)	下地貼材高さ (cm)	垂壁高さ (cm)	腰壁高さ (cm)	下地貼材実高さ (cm)	横架材間内法寸法 (cm)	有効壁倍率	最低厚さ (mm)	規格	くぎ打ちの方法	
																種類	間隔 (mm)
耐力壁	A	筋かい(45×90)(シングル)	2.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.00	-	-	-	-
	B	筋かい(45×90)(ダブル)	4.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.00	-	-	-	-
準耐力壁等	a	石膏ボード(床勝ち大壁)	0.9	0.6	無	0.0	0.0	240.0	240.0	0.0	240.0	284.4	0.45	12.0	JIS A6901-2005	GNF40又はGNC40	150以下
	b	石膏ボード(床勝ち大壁)	0.9	0.6	無	0.0	0.0	240.0	240.0	0.0	240.0	273.0	0.47	12.0	JIS A6901-2005	GNF40又はGNC40	150以下

・有効壁倍率 = 基準倍率 × 係数 × 下地貼材実高さ ÷ 横架材間内法寸法
 ※本表に記載する以外の準耐力壁等の算入は行わない。

8-10 ■壁量判定 (必要壁量検討方法: A 早見表)

階・方向	地震力に対する床面積当たりの必要壁量		風圧力に対する見付面積当たりの必要壁量		必要壁量の決定		存在壁量 (cm)	壁量判定 必要壁量 ≤ 存在壁量 G ≤ H
	床面積 (㎡)	係数	見付面積 (㎡)	係数	地震力 (cm)	風圧力 (cm)		
2階 X方向	53.00	27	19.04	50	1,431.00	952.00	2,456.55	OK
2階 Y方向	1,431.00	19.04	19.04	50	1,431.00	952.00	2,750.93	OK
1階 X方向	69.23	39	51.05	50	2,699.97	2,552.50	4,381.65	OK
1階 Y方向			41.02		2,699.97	2,051.00	4,556.83	OK

・風圧力の区分: 一般地域
 ・各階ごとに、X方向、Y方向のそれぞれについて、CとFを比較して、大きい方をこの建築物の必要壁量として採用します。
 ・地震力の必要壁量は、「地盤割増 (令第46条第4項)」を含む (地盤割増: 1.0)

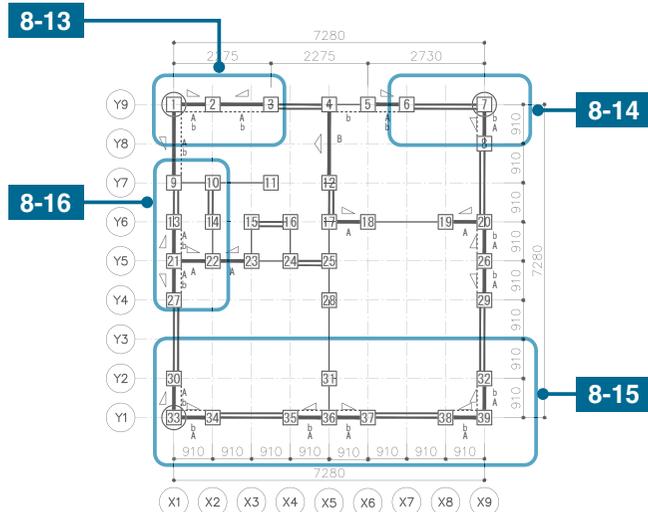
(8) 壁量判定 チェックリスト

根拠条文	番号	明示すべき事項	第3章 該当ページ	
壁量基準 (法第20条、令第3章第3節、令第46条第4項) 明示すべき事項: 令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項 規則第1条の3第1項表2によれば、壁量基準に関する明示すべき事項については「令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項」と示されているため、具体的に必要な記載事項については、参考までに右に示します。また、構造関係規定の詳細については第3章の該当ページを示しますので、参考してください。	8-1	<input type="checkbox"/> 各階床面積	⇒ P82	
	8-2	<input type="checkbox"/> 床面積に乗ずる値		
	8-3	<input type="checkbox"/> 地震力に対する必要壁量 (各階)	⇒ P87	
	8-4	<input type="checkbox"/> 見付面積 (各階・各方向)		
	8-5	<input type="checkbox"/> 見付面積に乗ずる値		
	8-6	<input type="checkbox"/> 風圧力に対する必要壁量 (各階・各方向)		
		8-7	<input type="checkbox"/> 存在壁量 (各階・各方向)	⇒ P89
		8-8	<input type="checkbox"/> 耐力壁・準耐力壁等の種類、仕様一覧	⇒ P95
	8-9	<input type="checkbox"/> 耐力壁・準耐力壁等の配置、長さ、柱位置、開口部の位置		
	8-10	<input type="checkbox"/> 耐力壁図と集計表の整合		
	8-11	<input type="checkbox"/> 壁量判定		
	8-12	<input type="checkbox"/> 準耐力壁等の必要壁量に対する割合	⇒ P95	
平面図全般に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表1) [平面図から転記]	8-13	<input type="checkbox"/> 壁及び筋かいの位置及び種類	-	
	8-14	<input type="checkbox"/> 通し柱及び開口部の位置		
木造建築物における部材の位置等 (令第3章第3節) [平面図から転記]	8-15	<input type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法		
法第22条区域内の建築物の外壁 (法第23条) [平面図から転記]	8-16	<input type="checkbox"/> 耐力壁及び非耐力壁の位置		

(8) 壁量判定

② 2階耐力壁図

8-9 8-10



凡例 一般壁 耐力壁 開口部 耐力壁等 筋かいダブル 筋かいシングル 柱 通し柱

8-10 ■存在壁量の算定

階・方向	壁記号	有効壁倍率	壁長 (cm)	存在壁量 (耐力壁)	存在壁量 (準耐力壁等)	存在壁量 (合計) (cm)
				(cm)	(cm)	
2階/X方向	A	2.00	1,046.50	2,093.00	363.55	2,456.55
	b	0.47	773.50			
2階/Y方向	A	2.00	819.00	1,638.00	384.93	2,750.93
	B	4.00	182.00	728.00		
1階/X方向	A	2.00	773.50	1,547.00	286.65	4,381.65
	B	4.00	637.00	2,548.00		
1階/Y方向	A	2.00	910.00	1,820.00	552.83	4,556.83
	B	4.00	546.00	2,184.00		
	a	0.45	1,228.50			

8-12 ■準耐力壁等の必要壁量に対する割合の確認

階・方向	必要壁量 (cm)	存在壁量 (準耐力壁等) (cm)	B/A	判定
	A	B	C	C < 1/2
2階 X方向	1,431.00	363.55	0.26	OK
2階 Y方向	1,431.00	384.93	0.27	OK
1階 X方向	2,699.97	286.65	0.11	OK
1階 Y方向	2,699.97	552.83	0.21	OK

各階・各方向の必要壁量の1/2以下の範囲内で準耐力壁等を加算する場合、準耐力壁等を考慮せずに壁配置のバランスの確認を行います。また、壁倍率が1.5倍以下の準耐力壁等を考慮せずに柱頭・柱脚の接合方法の確認を行います。

8-8 ■耐力壁・準耐力壁仕様一覧

種類	壁記号	材種名	基準倍率	係数	開口有無	開口高さ (cm)	取付高さ (cm)	下地貼材高さ (cm)	垂壁高さ (cm)	腰壁高さ (cm)	下地貼材実高さ (cm)	横架材間内法寸法 (cm)	有効壁倍率	最低厚さ (mm)	規格	くぎ打ちの方法	
																種類	間隔 (mm)
耐力壁	A	筋かい(45×90)(シングル)	2.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.00	-	-	-	-
	B	筋かい(45×90)(ダブル)	4.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.00	-	-	-	-
準耐力壁等	a	石膏ボード(床勝ち大壁)	0.9	0.6	無	0.0	0.0	240.0	240.0	0.0	240.0	284.4	0.45	12.0	JIS A6901-2005	GNF40又はGNC40	150以下
	b	石膏ボード(床勝ち大壁)	0.9	0.6	無	0.0	0.0	240.0	240.0	0.0	240.0	273.0	0.47	12.0	JIS A6901-2005	GNF40又はGNC40	150以下

有効壁倍率 = 基準倍率 × 係数 × 下地貼材実高さ ÷ 横架材間内法寸法
※本表に記載する以外の準耐力壁等の算入は行わない。

8-10 ■壁量判定 (必要壁量検討方法: A 早見表)

階・方向	地震力に対する床面積当たりの必要壁量			風圧力に対する見付け面積当たりの必要壁量			必要壁量の決定			存在壁量 (cm)	壁量判定 必要壁量 ≤ 存在壁量 G ≤ H	
	床面積 (㎡)	係数 (cm/㎡)	必要壁量 (cm)	見付け面積 (㎡)	係数 (cm/㎡)	必要壁量 (cm)	地震力 (cm)	記号	風圧力 (cm)			必要壁量 (cm)
	A	B	C = A × B	D	E	F = D × E	C		F	G	H	
2階 X方向	53.00	27	1,431.00	19.04	50	952.00	1,431.00	>	952.00	1,431.00	2,456.55	OK
2階 Y方向			1,431.00	19.04		952.00	1,431.00	>	952.00	1,431.00	2,750.93	OK
1階 X方向			2,699.97	51.05		2,699.97	2,699.97	>	2,699.97	2,699.97	4,381.65	OK
1階 Y方向			2,699.97	41.02		2,051.00	2,699.97	>	2,051.00	2,699.97	4,556.83	OK

・風圧力の区分: 一般地域
・各階ごとに、X方向、Y方向のそれぞれについて、CとFを比較して、大きい方をこの建築物の必要壁量として採用します。
・地震力の必要壁量は、「地震割増(令第46条第4項)」を含む(地震割増:1.0)

(8) 壁量判定 チェックリスト

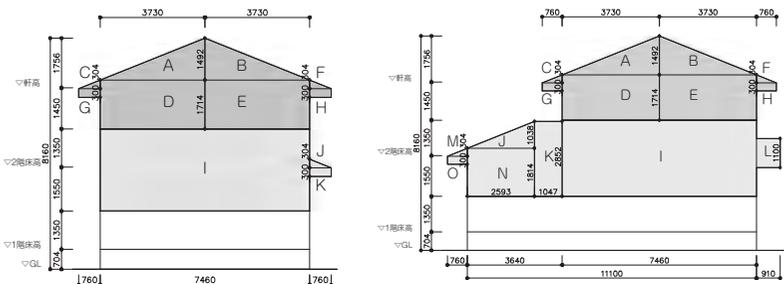
(チェックリストP45再掲)

根拠条文	番号	明示すべき事項	第3章 該当ページ
壁量基準 (法第20条、令第3章第3節、令第46条第4項)	8-1	各階床面積	⇒ P82
	8-2	床面積に乗ずる値	
	8-3	地震力に対する必要壁量 (各階)	⇒ P87
	8-4	見付け面積 (各階・各方向)	
	8-5	見付け面積に乗ずる値	
	8-6	風圧力に対する必要壁量 (各階・各方向)	
	8-7	存在壁量 (各階・各方向)	⇒ P89
	8-8	耐力壁・準耐力壁等の種類、仕様一覧	⇒ P95
8-9	耐力壁・準耐力壁等の配置、長さ、柱位置、開口部の位置		
8-10	耐力壁図と集計表の整合		
8-11	壁量判定		
平面図全般に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表1) [平面図から転記]	8-12	準耐力壁等の必要壁量に対する割合	⇒ P95
	8-13	壁及び筋かいの位置及び種類	/
8-14	通し柱及び開口部の位置		
8-15	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法		
法第22条区域内の建築物の外壁 (法第23条) [平面図から転記]	8-16	耐力壁及び非耐力壁の位置	

(8) 壁量判定

③各階見付面積算定図

8-4



■ X 方向見付面積計算表

区画	計算式	面積 (m ²)
A	$3.730 \times 1.492 \div 2$	2.7825800
B	$3.730 \times 1.492 \div 2$	2.7825800
C	$0.760 \times 0.304 \div 2$	0.1155200
D	3.730×1.714	6.3932200
E	3.730×1.714	6.3932200
F	$0.760 \times 0.304 \div 2$	0.1155200
G	0.760×0.300	0.2280000
H	0.760×0.300	0.2280000
I	7.460×2.900	21.6340000
J	$0.760 \times 0.304 \div 2$	0.1155200
K	0.760×0.300	0.2280000

■ Y 方向見付面積計算表

区画	計算式	面積 (m ²)
A	$3.730 \times 1.492 \div 2$	2.7825800
B	$3.730 \times 1.492 \div 2$	2.7825800
C	$0.760 \times 0.304 \div 2$	0.1155200
D	3.730×1.714	6.3932200
E	3.730×1.714	6.3932200
F	$0.760 \times 0.304 \div 2$	0.1155200
G	0.760×0.300	0.2280000
H	0.760×0.300	0.2280000
I	7.460×2.900	21.6340000
J	$2.593 \times 1.038 \div 2$	1.3457670
K	1.047×2.852	2.9860440
L	0.910×1.100	1.0010000
M	$0.760 \times 0.304 \div 2$	0.1155200
N	2.593×1.814	4.7037020
O	0.760×0.300	0.2280000

■ X 軸方向見付面積計算結果

階	計算式	見付面積 (m ²)
2階	2階 A + B + C + D + E + F + G + H	19.04
1階	1階 A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K	41.02

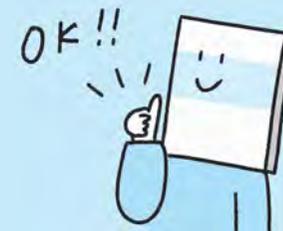
■ Y 軸方向見付面積計算結果

階	計算式	見付面積 (m ²)
2階	2階 A + B + C + D + E + F + G + H	19.04
1階	1階 A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N + O	51.05

(8) 壁量判定 チェックリスト

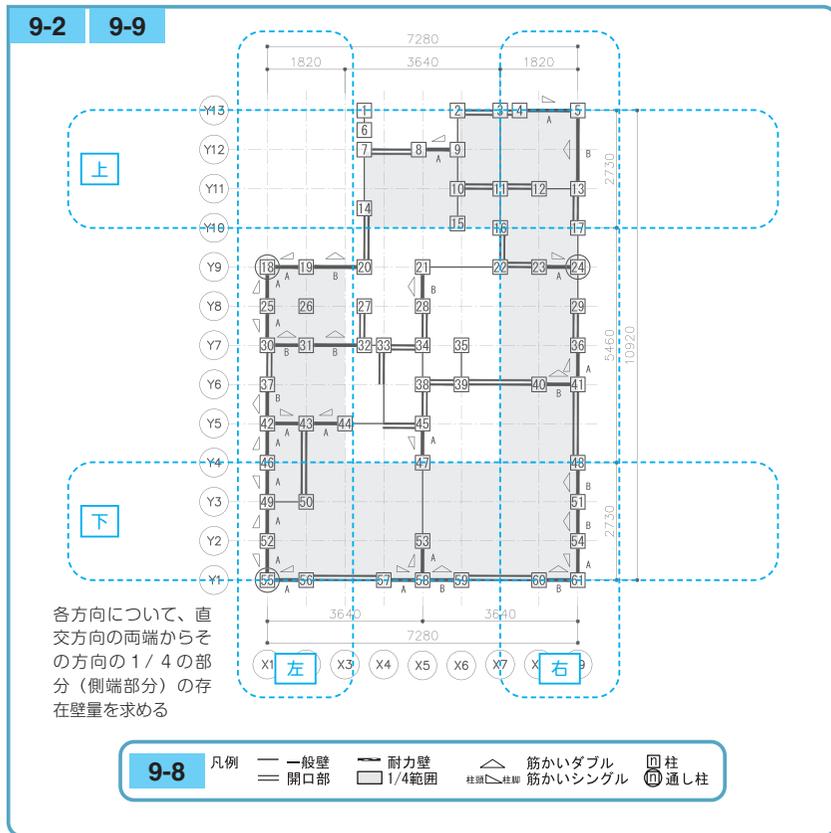
(チェックリスト P45 再掲)

根拠条文	番号	明示すべき事項	第3章 該当ページ
壁量基準 (法第20条、令第3章第3節、令第46条第4項) 明示すべき事項 : 令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項 規則第1条の3第1項 表2によれば、壁量基準に関する明示すべき事項については「令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項」と示されているため、具体的に必要な記載事項については、参考まで右に示します。また、構造関係規定の詳細について第3章の該当ページを示しますので、参考してください。	8-1	<input type="checkbox"/> 各階床面積	⇒ P82
	8-2	<input type="checkbox"/> 床面積に乗する値	
	8-3	<input type="checkbox"/> 地震力に対する必要壁量 (各階)	
	8-4	<input type="checkbox"/> 見付面積 (各階・各方向)	⇒ P87
	8-5	<input type="checkbox"/> 見付面積に乗する値	
	8-6	<input type="checkbox"/> 風圧力に対する必要壁量 (各階・各方向)	⇒ P89
	8-7	<input type="checkbox"/> 存在壁量 (各階・各方向)	
	8-8	<input type="checkbox"/> 耐力壁・準耐力壁等の種類、仕様一覧	-
	8-9	<input type="checkbox"/> 耐力壁・準耐力壁等の配置、長さ、柱位置、開口部の位置	
	8-10	<input type="checkbox"/> 耐力壁図と集計表の整合	⇒ P95
	8-11	<input type="checkbox"/> 壁量判定	
	平面図全般に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表1) [平面図から転記]	8-12	<input type="checkbox"/> 準耐力壁等の必要壁量に対する割合
8-13		<input checked="" type="checkbox"/> 壁及び筋かいの位置及び種類	
木造建築物における部材の位置等 (令第3章第3節) [平面図から転記]	8-14	<input type="checkbox"/> 通し柱及び開口部の位置	-
	8-15	<input type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	
法第22条区域内の建築物の外壁 (法第23条) [平面図から転記]	8-16	<input type="checkbox"/> 耐力壁及び非耐力壁の位置	-



(9) 四分割法判定

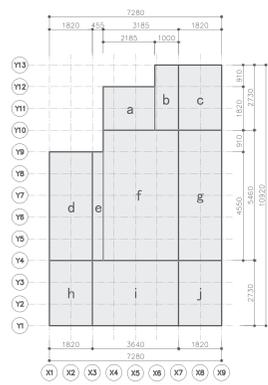
① 1階 四分割法平面図



各方向について、直交方向の両端からその方向の1/4の部分(側端部分)の存在壁量を求める

9-8 凡例 一般壁 耐力壁 開口部 1/4範囲 筋かいダブル 筋かいシングル 柱 柱頭 柱脚 通し柱

9-2 ■ 1階四分割法面積根拠図



9-1 ■ 四分割対象面積

階	方向	位置	計算式	面積 (㎡)
2	X	上	(k+l+m)	13.25
		下	(q+r+s)	13.25
	Y	左	(k+n+q)	13.25
		右	(m+p+s)	13.25
1	X	上	(a+b+c)	11.68
		下	(h+i+j)	19.88
	Y	左	(d+h)	13.25
		右	(c+g+j)	19.88

※壁量判定において準耐力壁等を存在壁量に算入していますが、各階・各方向の必要壁量に対する準耐力壁の割合が1/2以下であるため、四分割法では準耐力壁等を算入していません。

凡例 □ 床面積区画 a b c...床面積区画名

9-2

■ 区画別床面積計算表 [1階]

区画	縦 (m)	横 (m)	床面積 (㎡)	備考
a	1.820	2.185	3.9767000	
b	2.730	1.000	2.7300000	
c	2.730	1.820	4.9686000	
d	4.550	1.820	8.2810000	
e	4.550	0.455	2.0702500	
f	5.460	3.185	17.3901000	
g	5.460	1.820	9.9372000	
h	2.730	1.820	4.9686000	
i	2.730	3.640	9.9372000	
j	2.730	1.820	4.9686000	

9-14

■ 四分割法判定

階	方向	位置	有効部積 (㎡)	壁量係数 (cm/㎡)	地震耐層	必要壁量 (cm)		存在壁量 (cm)	壁量充足率	壁率判定	壁量充足率がNGの場合のみ	
						④=①×②×③	⑤				⑥=④÷⑧	⑦=④×⑥
2	X	上	13.25	27	1.0	357.75	637.00	178	OK	(0.87)	(OK)	
		下	13.25	27	1.0	357.75	725.00	203	OK			
		左	13.25	27	1.0	357.75	393.00	254	OK			
1	X	上	11.68	20(*)	1.0	233.60	455.00	195	OK	(0.72)	(OK)	
		下	19.88	39	1.0	775.32	1,092.00	1,41	OK			
		左	13.25	39	1.0	516.75	1,456.00	2,82	OK			
1	Y	右	19.88	39	1.0	775.32	1,820.00	2,35	OK			
		上	11.68	20(*)	1.0	233.60	455.00	195	OK			
		下	19.88	39	1.0	775.32	1,092.00	1,41	OK			

9-1 9-3 9-4 9-7 9-10 9-11 9-12 9-13
 ・壁量係数欄の(*)は2階が乗らない領域のため平屋の係数を用いたことを表します。
 ・壁率判定は、壁量充足率が全て OK の場合記入不要ですが、参考として()を付けて記入しています。

9-5 9-6 9-7

■ 1階X方向上の存在壁量 (cm)

種類	Y通り	壁1	壁2	壁3	壁4	壁5	壁6	壁7	壁8	壁9	壁10	合計
		耐力壁	Y13	273.00								
存在壁量		Y12	182.00									182.00
												455.00

■ 1階X方向下の存在壁量 (cm)

種類	Y通り	壁1	壁2	壁3	壁4	壁5	壁6	壁7	壁8	壁9	壁10	合計
		耐力壁	Y1	182.00	182.00	364.00	364.00					
存在壁量												1,092.00

■ 1階Y方向左の存在壁量 (cm)

種類	X通り	壁1	壁2	壁3	壁4	壁5	壁6	壁7	壁8	壁9	壁10	合計
		耐力壁	X1	182.00	182.00	364.00	182.00	182.00	182.00	182.00		
存在壁量												1,456.00

■ 1階Y方向右の存在壁量 (cm)

種類	X通り	壁1	壁2	壁3	壁4	壁5	壁6	壁7	壁8	壁9	壁10	合計
		耐力壁	X9	728.00	182.00	364.00	364.00	182.00				
存在壁量												1,820.00

・各通りに存在する耐力壁(筋かい・面材)毎の存在壁量を壁1、壁2、...と表示しています。(存在壁量 = 耐力壁の壁倍率 × 長さ とします)



(9) 四分割法判定

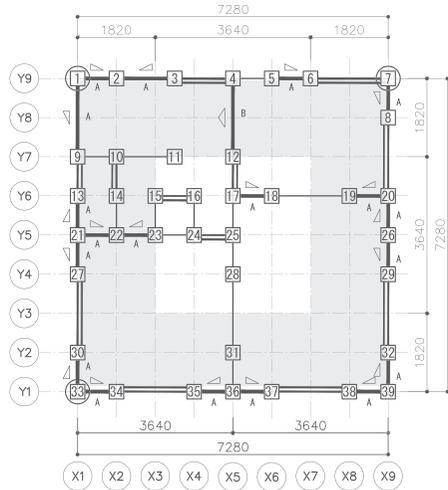
チェックリスト

根拠条文	番号	明示すべき事項	第3章 該当ページ
壁配置のバランス (四分割法) (法第20条、令第3章第3節、令第46条第1項、第4項)	9-1	<input type="checkbox"/> 側端部分の床面積	⇒ P97
	9-2	<input type="checkbox"/> 側端部分の床面積の根拠となる図と計算表	
	9-3	<input type="checkbox"/> 地震力算定用係数	
明示すべき事項 : 令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項	9-4	<input type="checkbox"/> 側端部分の地震力に対する必要壁量 (各階・各方向)	⇒ P98
	9-5	<input type="checkbox"/> 耐力壁の壁倍率	
規則第1条の3第1項 表2によれば、四分割法に関する明示すべき事項については「令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項」と示されているため、具体的に必要な記載事項については、参考までに右に示します。また、構造関係規定の詳細については第3章の該当ページを示しますので、参考してください。	9-6	<input type="checkbox"/> 耐力壁の長さ	⇒ P98
	9-7	<input type="checkbox"/> 側端部分の存在壁量 (各階)	
	9-8	<input type="checkbox"/> 耐力壁の種類	⇒ P98
	9-9	<input type="checkbox"/> 耐力壁の配置	
	9-10	<input type="checkbox"/> 壁量充足率	-
	9-11	<input type="checkbox"/> 充足率判定	
	9-12	<input type="checkbox"/> 壁率比	⇒ P98
	9-13	<input type="checkbox"/> 壁率比判定	
	9-14	<input type="checkbox"/> 四分割法判定	

(9) 四分割法判定

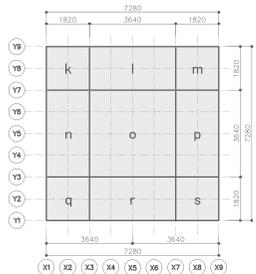
② 2階 四分割法平面図

9-2 9-9



9-8 凡例 一般壁 開口部 耐力壁 1/4範囲 筋かいダブル 柱頭/柱脚 筋かいシングル 柱 通し柱

9-2 ■2階四分割法面積根拠図



9-1 ■四分割対象面積

階	方向	位置	計算式	面積 (㎡)
2	X	上	(k+l+m)	13.25
		下	(q+r+s)	13.25
	Y	左	(k+n+q)	13.25
		右	(m+p+s)	13.25
1	X	上	(a+b+c)	11.68
		下	(h+i+j)	19.88
	Y	左	(d+h)	13.25
		右	(c+g+i)	19.88

※壁量判定において準耐力壁等を存在壁量に算入していますが、各階・各方向の必要壁量に対する準耐力壁の割合が1/2以下であるため、四分割法では準耐力壁等を算入していません。

凡例 □ 床面積区画 a b c...床面積区画名

9-2

■区別別床面積計算表 [2階]

区画	縦 (m)	横 (m)	床面積 (㎡)	備考
k	1.820	1.820	3.3124000	
l	1.820	3.640	6.6248000	
m	1.820	1.820	3.3124000	
n	3.640	1.820	6.6248000	
o	3.640	3.640	13.2496000	
p	3.640	1.820	6.6248000	
q	1.820	1.820	3.3124000	
r	1.820	3.640	6.6248000	
s	1.820	1.820	3.3124000	

9-14

■四分割法判定

階	方向	位置	有効部積 (㎡)	壁量係数 (cm/㎡)	鉛直部積	必要壁量 (cm)	存在壁量 (cm)	壁量充足率	壁量充足率判定	壁率比	壁率比判定
						④=①×②×③	⑤	⑥=⑤÷④	⑦>1.00	⑧=⑥×④÷⑤	⑨≥0.5
2	X	上	13.25	27	1.0	357.75	637.00	1.78	OK	(0.87)	(OK)
		下	13.25	27	1.0	357.75	728.00	2.03	OK		(OK)
	Y	左	13.25	27	1.0	357.75	910.00	2.54	OK		(OK)
		右	13.25	27	1.0	357.75	728.00	2.03	OK	(0.79)	(OK)
1	X	上	11.68	20(*)	1.0	233.60	455.00	1.95	OK	(0.72)	(OK)
		下	19.88	39	1.0	775.32	1,092.00	1.41	OK		(OK)
	Y	左	13.25	39	1.0	516.75	1,456.00	2.82	OK	(0.83)	(OK)
		右	19.88	39	1.0	775.32	1,820.00	2.35	OK		(OK)

9-1 9-3 9-4 9-7 9-10 9-11 9-12 9-13

・壁量係数欄の(*)は2階が乗らない領域のため平屋の係数を用いたことを表します。
 ・壁率比判定は、壁量充足率が全てOKの場合記入不要ですが、参考として()を付けて記入しています。

四分割法判定
適合

9-5 9-6 9-7

■2階X方向上の存在壁量 (cm)

種類	Y通り	壁1	壁2	壁3	壁4	壁5	壁6	壁7	壁8	壁9	壁10	合計
耐力壁	Y9	182.00	273.00									637.00
存在壁量												637.00

■2階X方向下の存在壁量 (cm)

種類	Y通り	壁1	壁2	壁3	壁4	壁5	壁6	壁7	壁8	壁9	壁10	合計
耐力壁	Y1	182.00	182.00	182.00	182.00							728.00
存在壁量												728.00

■2階Y方向左の存在壁量 (cm)

種類	X通り	壁1	壁2	壁3	壁4	壁5	壁6	壁7	壁8	壁9	壁10	合計
耐力壁	X1	364.00	182.00	182.00	182.00							910.00
存在壁量												910.00

■2階Y方向右の存在壁量 (cm)

種類	X通り	壁1	壁2	壁3	壁4	壁5	壁6	壁7	壁8	壁9	壁10	合計
耐力壁	X9	182.00	182.00	182.00	182.00							728.00
存在壁量												728.00



(9) 四分割法判定

チェックリスト

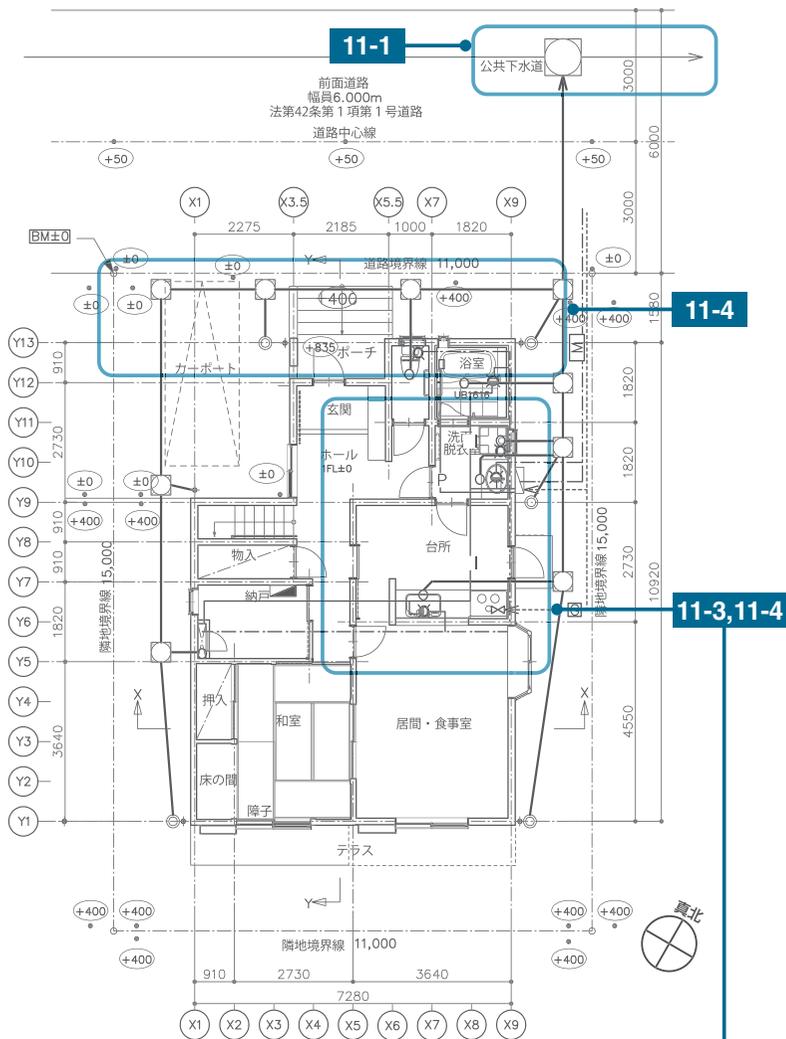
(チェックリストP51再掲)

根拠条文	番号	明示すべき事項	第3章該当ページ	
壁配置のバランス (四分割法) (法第20条、令第3章第3節、令第46条第1項、第4項) 明示すべき事項 : 令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項	9-1	<input type="checkbox"/> 側端部分の床面積	⇒ P97	
	9-2	<input type="checkbox"/> 側端部分の床面積の根拠となる図と計算表		
	9-3	<input type="checkbox"/> 地震力算定用係数		
	9-4	<input type="checkbox"/> 側端部分の地震力に対する必要壁量 (各階・各方向)	⇒ P98	
	9-5	<input type="checkbox"/> 耐力壁の壁倍率		
	9-6	<input type="checkbox"/> 耐力壁の長さ		
	9-7	<input type="checkbox"/> 側端部分の存在壁量 (各階)		
	9-8	<input type="checkbox"/> 耐力壁の種類		
	9-9	<input type="checkbox"/> 耐力壁の配置		
	9-10	<input type="checkbox"/> 壁量充足率		-
	9-11	<input type="checkbox"/> 充足率判定		
	9-12	<input type="checkbox"/> 壁率比		⇒ P98
	9-13	<input type="checkbox"/> 壁率比判定		
	9-14	<input type="checkbox"/> 四分割法判定		

規則第1条の3第1項 表2によれば、四分割法に関する明示すべき事項については「令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項」と示されているため、具体的に必要記載事項については、参考までに右に示します。
 また、構造関係規定の詳細について第3章の該当ページを示しますので、参考してください。

(11) 給排水衛生・電気設備図

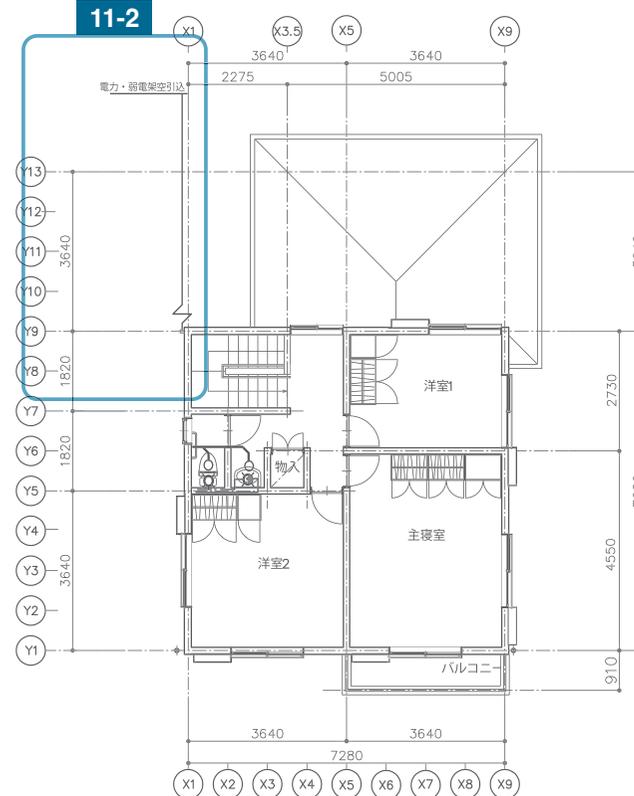
① 1階平面図



■凡例

---M---	引込み管 水道用塩化ビニル管	□	給湯器	○	排水栓
---	給水管 水道用塩化ビニル管 20φ (防露GW厚20)	✕	混合水栓 (給湯・給水)	+	竖樋 60φ
---	給湯管 ステンレス鋼管 20φ (防露GW厚20)	✕	水栓 (給水)	○	雨水枴 200φ
---	給湯管 ペアチューブ銅管	○	排水	⚡	受電点 (電圧：単相3線式200V)
---	排水管 硬質ポリ塩化ビニル管	□	追焚き	⚡	分電盤
---	ガス管 ○○ガス指定品				

② 2階平面図



11-3, 11-5

- 特記事項
- ＜共通＞
 - 上水道管理者及び下水道管理者と協議済み
 - ＜給水設備＞
 - 有効な吐水口空間を確保すること
 - 給水管にはウォーターハンマー防止措置を行う
 - ＜排水設備＞
 - 排水トラップの構造は、昭50年第1597号第2第3号の規定に適合すること
 - 通気管の構造は、昭50年第1597号第2第5号の規定に適合すること
 - 排水配管の構造は、令129条の2の4第3項に適合すること

(11) 給排水衛生・電気設備図 チェックリスト

根拠条文	番号	明示すべき事項
配置図、平面図全般に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表1)		<input type="checkbox"/> 縮尺・方位
		<input type="checkbox"/> 間取、各室の用途及び床面積
水洗便所 (法第31条第1項) [配置図から転記]	11-1	<input type="checkbox"/> 排水ますの位置
電気設備 (法第32条)	11-2	<input type="checkbox"/> 常用の電源の種類及び位置
給排水その他配管設備の設置等 (法第36条、令第129条の2の4)	11-3	<input type="checkbox"/> 配管設備の種類、配置及び構造
	11-4	<input type="checkbox"/> 配管設備の末端の連結先
		<input type="checkbox"/> 給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置
		<input type="checkbox"/> 給水管の止水弁の位置
	11-5	<input type="checkbox"/> 排水トラップ、阻集器及び通気管の位置

(12) 換気・採光計算書

① 採光計算書

■採光適合確認

室名	建具記号	開口部名称 サッシサイズ	着上頂部 から敷地 境界 D	窓中心から 直上頂部 H	採光補正係数 A	窓ガラスの面積 B	有効採光面積 E=A×B	居室面積 S	必要採光 面積 F=S/7	採光判定 (E>F)
					D/H×6-1.4 (算定式)					
居間・ 食事室	AW1 2階軒先	引違い(南側) W1650/H2200	1.650	4.383	0.85	0.7×2.0×2=2.80	2.38	16.562	2.37	OK
	AW1 バルコニー	引違い(南側) W1650/H2200	1.450	1.500	4.39					
和室	AW2	引違い(南側) W1650/H2000	1.650	4.483	0.80	0.7×1.8×2=2.52	2.01	11.593	1.66	OK
主寝室	AW3	引違い(南側) W1650/H2000	1.650	0.875	9.91	3.00×0.7×0.9×2=1.26	3.78	16.562	2.37	OK
洋室1	AW4	引違い(北側) W1650/H1100	10.346	1.167	51.79	3.00×0.7×1.0×2=1.40	4.20	9.937	1.42	OK
洋室2	AW4	引違い(南側) W1650/H1100	1.650	1.167	7.08	3.00×0.7×1.0×2=1.40	4.20	13.249	1.89	OK

12-3

12-2

12-1

居間・食事室の窓 AW1 の直上にはバルコニーがありますので、バルコニーの頂部と2階軒先から敷地境界線までの水平距離 (D) の両方について検討を行い、厳しい条件の方が採光補正係数 (A) となります。
採光補正係数の最大は、3.0 ですので、「D/H×6-1.4」の値が3.0 を超えた場合は、3.0 が採光補正係数 (A) となります。



(12) 換気・採光計算書

チェックリスト



根拠条文	番号	明示すべき事項
居室の採光 (法第28条第1項及び第4項)	12-1	<input type="checkbox"/> 居室の採光 (法第28条第1項) に規定する開口部の位置及び面積
	12-2	<input type="checkbox"/> 居室の床面積
	12-3	<input type="checkbox"/> 開口部の採光に有効な部分の面積及びその算出方法

② 必要有効換気量を算出した際の計算書

■有効換気計算表

室名	建具記号	開口部名称 サッシサイズ	窓ガラスの面積 B	居室面積 S	有効換気面積 C=B/2	必要換気面積 D=S/20	換気判定 C>D
居間・食事室	AW1	引違い(南側) W1650/H2200	0.7×2.0×2=2.80	16.562	1.40	0.83	OK
和室	AW2	引違い(南側) W1650/H2000	0.7×1.8×2=2.52	11.593	1.26	0.58	OK
主寝室	AW3	引違い(南側) W1650/H2000	0.7×1.8×2=2.52	16.562	1.26	0.83	OK
洋室1	AW4	引違い(北側) W1650/H1100	0.7×1.0×2=1.40	9.937	0.70	0.50	OK
洋室2	AW4	引違い(南側) W1650/H1100	0.7×1.0×2=1.40	13.249	0.70	0.66	OK

有効換気量 > 必要有効換気量を確認

12-4



(12) 換気・採光計算書

チェックリスト



根拠条文	番号	明示すべき事項
必要有効換気量の算出 (法第28条第2項から第4項)	12-4	<input type="checkbox"/> 必要有効換気量及びその算出方法

③ 有効換気量または有効換気換算量を算出した際の計算書

■居室毎の機械換気設備※換気経路ではない納戸、押入は対象外

室名	床面積 ㎡	平均天井高 h	気積 ㎡	必要有効換気量 (A) ㎡/h	換気種別	給気機による 給気量 (A) ㎡/h	排気機による 排気量 (B) ㎡/h	換気回数 n
1 F 玄関	2.485	2.580	6.412	254.960 × 0.5 127.480	第3種換気設備給気口及び排気機		80	
1 F ホール	5.300	2.400	12.720					
1 F 廊下	4.304	2.400	10.330					
1 F 階段	2.070	2.175	4.503					
1 F 便所	1.820	2.400	4.368					
1 F 台所	9.937	2.400	23.849					
1 F 居間	16.562	2.400	39.749					
1 F 和室・床の間	11.593	2.400	27.824					
2 F 廊下	6.624	2.400	15.896					
2 F 階段	4.140	2.400	9.936					
2 F 便所	1.656	2.400	3.975					
2 F 主寝室	16.562	2.400	39.749					
2 F 洋室1	9.937	2.400	23.849					
2 F 洋室2	13.249	2.400	31.798					
合計			254.960			160	0.63>0.5	

12-6

12-5

12-6



(12) 換気・採光計算書

チェックリスト



根拠条文	番号	明示すべき事項
換気回数の検討 (シックハウス等対策) (法第28条の2、令第20条の7、8)	12-5	<input type="checkbox"/> 有効換気量又は有効換気換算量及びその算出方法
	12-6	<input type="checkbox"/> 換気回数及び必要有効換気量

1. 計画変更と軽微な変更

(1) 基本的な考え方

確認済証の交付を受けた後に計画の変更が生じると、原則、変更箇所の工事着手までに、改めて計画変更の建築確認を行い、確認済証の交付を受ける必要があります。ただし、規則第3条の2第1項各号に定める軽微な変更の判断基準に該当し、変更後の計画が明らかに建築基準関係規定に適合するのであれば、「軽微な変更」として、計画変更手続きは不要になります。

四号特例の見直しにあわせて、規則第3条の2第1項に、仕様規定の範囲で構造安全性を確認できる建築物についての判断基準が追加され、仕様規定に関する構造の変更については広範囲に軽微な変更とみなすこととなります((2) 軽微な変更の適用事例 事例1)。

具体的な変更内容が「軽微な変更」に該当するか否かについては、まずは規則をもとに申請者等が判断しますが、判断に迷う場合には、事前に建築主事等と相談・調整することが望ましいです。



(2) 軽微な変更の適用事例

以下の事例に類するもので、かつ、**建築基準関係規定に適合することが明らかなもの**は、軽微な変更として扱うことができ、完了検査または中間検査時にその内容を説明書で報告すれば、計画変更の確認手続きを改めて行う必要がありません。

事例1 耐力壁の位置・量等の変更（仕様規定）

変更前後とも、壁量基準の範囲で壁量が減少、壁倍率が小さくなる場合でも、仕様規定のみで法適合を確認できる場合、変更の前後とも、令第3章第2節から第7節の2に適合する変更として、例えば以下の変更は軽微な変更になります。

耐力壁の位置・量の変更	：	増減、通りをまたぐ移動などを含む
耐力壁の材料の変更	：	鉄筋筋かい ⇔ 構造用合板（大壁）
接合金物の材料の変更	：	C P - T ⇔ 山型プレート Zマーク金物 ⇔ Z同等認定品
柱、はりの断面寸法、位置の変更	：	柱の小径 105 ⇔ 120 等

ただし、建築物全体での構造計算を伴う変更を行う場合は、計画変更の対象になります。



事例2 間仕切壁の位置の変更

主要構造部及び防火上主要なものに該当しない間仕切壁の位置の変更や、間仕切壁の一部の追加または取止めについては、第11号(改正後)の「位置の変更」に該当します。

事例3 開口部の位置や大きさの変更

配管貫通口等の壁の小さな開口部の位置や大きさの変更、開口部に係る変更で採光及び換気有効な面積が変更になるもの、開口部の一部の追加または取止めは、第15号(改正後)の「位置及び大きさの変更」に該当します。

※開口部には、建築設備の躯体開口部も含まれます。

事例4 ダクトの長さ等の変更

ダクト等のルート変更と同時に換気ファンの能力等を調整し、ダクトの長さ等に変更が生じても換気システム全体として性能を低下させない場合、第16号(改正後)の「材料、位置または能力の変更」に該当します。

(3) 計画変更に係る確認申請を要しない軽微な変更の判断基準

「軽微な変更」の対象となるのは、下表に示す、規則第3条の2第1項第1号から第17号までのいずれかに該当し、かつ、「建築基準関係規定に適合することが明らかなもの」に限られます。

「建築基準関係規定に適合することが明らかなもの」とは、高度な計算や検討によらずに建築基準関係規定への適合が確認できるものであり、例えば、構造関係規定では、全体架構モデルの再計算を要するものは、「軽微な変更」に該当せず、「計画変更」の手続きが必要となります。

木造建築物において仕様規定のみで法適合を確認できる場合の判断（例）

○仕様規定のただし書き等に基づく、以下の部分的な構造計算を伴う変更

- ・基礎（平12第1347号第2）
- ・柱の小径（平12第1349号）
- ・木造の継手及び仕口（平12第1460号）

軽微な変更
に該当

○上記の仕様規定のただし書き等に基づく構造計算以外（令第46条第2項など）により建築物全体の構造計算を行ってする変更

計画変更手続き
を要する

表4-1 計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更（規則第3条の2（改正後））

規則第3条の2	対象	変更内容	備考
第1号	道路の幅員	幅員が大きくなる	都市計画区域内等で、敷地境界線が変更されない場合に限る。
	接道長さ	全て	変更後の敷地が道路に接する部分の長さが2m以上である場合に限る。
第2号	敷地面積	増加	—
	敷地境界線の位置	変更	変更前の敷地の一部が除かれる場合を除く。
第3号	建築物の高さ	減少	最低限度が定められている場合を除く。
第4号	階数	減少	—
第5号	建築面積	減少	日影規制の対象で、建築物の外壁が後退しない場合及び建築面積の最低限度が定められている場合を除く。
第6号	床面積	減少	都市計画区域内等の建築物の場合は、次のイ、ロは除く。 イ 延べ面積の増加 ロ 容積率の最低限度が定められているもの
第7号	用途の変更	—	令第137条の18で指定する類似の用途相互間におけるものに限る。
第8号	構造耐力上主要な部分である基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は横架材（小ぶりその他これらに類するものに限る）	位置の変更	変更に係る部材及び当該部材に接する部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であって、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が令第82条各号に規定する構造計算によって確かめられる安全性を有するものに限る。
第9号	構造耐力上主要な部分である部材	材料又は構造の変更	建築材料の変更がなく、強度又は耐力が減少しないこと及び第13号の表*に掲げる材料又は構造への変更に限る。
第11号	構造耐力上主要な部分以外の部分で、屋根ふき材、内装材（天井を除く）、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分、広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるもの若しくは当該取付け部分、壁又は手すり若しくは手すり壁	材料若しくは構造の変更又は位置の変更	第13号の表*に掲げる材料又は構造の場合は、第13号の表*の左欄から右欄への変更（準不燃材料から不燃材料など、同等品以上への変更）に限る。 間仕切り壁にあっては、主要構造部であるもの及び防火上主要なものを除く。
第12号	構造耐力上主要な部分以外の部分である天井	材料若しくは構造の変更又は位置の変更	第13号の表*に掲げる材料又は構造の場合は、第13号の表*の左欄から右欄への変更（防火構造から防火構造、準耐火構造、耐火構造など、同等品以上への変更）に限る。 特定天井の場合、建築材料の変更がなく、強度若しくは耐力が減少しないこと。 特定天井以外の場合は、特定天井とする変更を除く。
第13号	第13号の表*に掲げる材料又は構造（防火材料、シックハウス使用建築材料）	材料又は構造の変更	第13号の表*の左欄から右欄への変更（F☆☆☆からF☆☆☆など、同等品以上への変更）に限る。
第14号	井戸	位置の変更	くみ取便所の便槽との間の距離が短くなる変更を除く。

表4-2 軽微な変更該当する変更前後の仕様の組合せ

変更前の仕様	左欄から変更可能な仕様
不燃材料	不燃材料
準不燃材料	不燃材料又は準不燃材料
難燃材料	不燃材料、準不燃材料又は難燃材料
準耐火構造	耐火構造又は準耐火構造（変更後の構造における加熱開始後構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じない時間、加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しない時間及び屋外に火災を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じない時間が、それぞれ変更前の構造における加熱開始後構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じない時間、加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しない時間及び屋外に火災を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じない時間以上である場合に限る。）
防火構造	耐火構造、準耐火構造又は防火構造
令第109条の3第1項第1号の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第109条の3第1項第1号の技術的基準に適合する構造
令第109条の3第1項第2号ハの技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第109条の3第1項第2号ハの技術的基準に適合する構造
令第115条の2第1項第4号の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第115条の2第1項第4号の技術的基準に適合する構造
令第109条の9の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造、防火構造又は令第109条の9の技術的基準に適合する構造
令第136条の2の2の技術的基準に適合する構造	令第136条の2の2の技術的基準に適合する構造
令第109条の8の技術的基準に適合する構造	令第136条の2の2の技術的基準に適合する構造又は令第109条の8の技術的基準に適合する構造
特定防火設備	特定防火設備
令第114条第5項において準用する令第112条第21項の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備又は令第114条第5項において準用する令第112条第21項の技術的基準に適合する防火設備
令第109条の2の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第114条第5項において準用する令第112条第20項の技術的基準に適合する防火設備又は令第109条の2の技術的基準に適合する防火設備
令第110条の3の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第114条第5項において準用する令第112条第21項の技術的基準に適合する防火設備、令第109条の2の技術的基準に適合する防火設備又は令第110条の3の技術的基準に適合する防火設備
令第136条の2第1項第3号イ(2)の技術的基準に適合する防火設備又は令第137条の10第1項第4号の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第114条第5項において準用する令第112条第21項の技術的基準に適合する防火設備、令第109条の2の技術的基準に適合する防火設備、令第110条の3の技術的基準に適合する防火設備、令第136条の2第1項第3号イ(2)の技術的基準に適合する防火設備又は令第137条の10第1項第4号の技術的基準に適合する防火設備
第2種ホルムアルデヒド発散建築材料	第1種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料
第3種ホルムアルデヒド発散建築材料	第1種及び第2種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料
第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料	第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料

規則第3条の2	対象	変更内容	備考
第15号	開口部	位置及び大きさの変更	次のイ又はロに掲げるものを除く。 イ 令第117条の規定により令第5章第2節の規定の適用を受ける建築物の開口部に係る変更で次の(1)及び(2)に掲げるもの (1) 当該変更により令第120条第1項又は令第125条第1項の歩行距離が長くなるもの (2) 令第123条第1項の屋内に設ける避難階段、同条第2項の屋外に設ける避難階段又は同条第3項の特別避難階段に係る開口部に係るもの ロ 令第126条の6の非常用の進入口に係る変更で、進入口の間隔、幅、高さ及び下端の床面からの高さ並びに進入口に設けるバルコニーに係る令第126条の7第2号、第3号及び第5号に規定する値の範囲を超えることとなるもの
第16号	建築設備	材料、位置又は能力の変更	性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。
第17号	第1号から第16号に掲げるもののほか、安全上、防火上及び避難上の危険の度、並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度に著しい変更を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めるもの		
第10号(新設の号)	変更後も仕様規定のみで法適合を確認できるもの(構造耐力上主要な部分である部材)	①材料若しくは構造の変更 ②位置の変更	変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更を除く。 ただし、令第46条第3項に基づく火打材、令第46条第4項に基づく壁・筋かいの建築材料の異なる変更については、軽微変更に該当。

* 第13号の表：規則第3条の2第1項第13号に規定する表(抜粋)
次ページ表4-2 軽微な変更該当する変更前後の仕様の組合せに示します。

第4章 軽微な変更、完了検査 / 中間検査について

2. 完了検査

完了検査において、旧4号建築物は検査の一部が省略されていましたが、新2号建築物は、全ての建築基準関係規定に適合するかを検査することになります。

併せて、旧4号建築物は、法第7条の6（検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限）の規定が適用されてきませんでした。改正後の新2号建築物に該当する2階建ての木造一戸建て住宅の新築等については、法第7条の6に基づき検査済証の交付を受けた後でなければ、使用できなくなります。



(1) 完了検査の対象建築物等

改正法第6条第1項第1号から第3号までの建築物（確認申請が必要な全ての建築物）が完了検査の対象です。

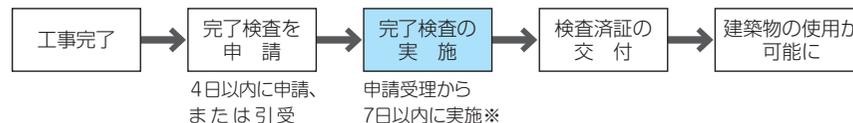
法第7条の5「建築物に関する検査の特例」により、一部の規定の検査が省略されるのは、改正法第6条第1項第3号の建築物で建築士が設計・工事監理を行って建築されるものに限られるため、新たに2号建築物となる2階建ての木造建築物等については検査省略の対象外となり、完了検査で全ての建築基準関係規定に適合することの検査を受けることとなります。

なお、省エネ基準への適合性についても、完了検査の際に検査対象となります。

(2) 完了検査の流れ

工事完了の段階で、建築主または指定確認検査機関の完了検査を受ける必要があります。

- 建築主事の場合 工事が完了した日から、**4日以内**に申請
- 指定確認検査機関の場合 工事が完了した日から、**4日以内**に申請を引受



※建築主事の場合。指定確認検査機関による完了検査は、工事完了日または完了検査申請受理日のいずれか遅い方から7日以内に実施されます。

図 4-1 完了検査の流れ



(3) 完了検査の申請

完了検査申請書は、規則第4条第1項に定められています。

表 4-3 完了検査申請書

完了検査申請書	規則 別記第19号様式
	当初の建築確認及び計画変更確認に要した図書及び書類（全て同じ機関で建築確認を受けた場合添付不要）〔第1号〕
	都市緑地法第43条1項の認定（緑化率規制を受ける場合の工事完了猶予）を受ける場合、認定書の写し〔第3号〕
	エネルギー消費性能適合性判定に要した図書及び書類（法適合の内容に応じた添付書類）〔第4号〕
	軽微な変更説明書（直前の確認済証交付以降に生じた軽微な変更について作成）〔第5号〕
	特定行政庁が工事監理の状況を把握するために必要として規則で定める書類〔第6号〕
委任状（代理人※による検査の申請を行う場合）〔第7号〕	

※ 代理人は、建築士または行政書士に限ります。

(4) 完了検査の受付

受付時に完了検査申請書を用いて、整合性を確認する事項は以下のとおりです。

表4-4 受付時審査－記載事項の整合性を確認する事項リスト

整合の確認事項	相互の整合を確認する書類(規則第4条第1項)
設計者、工事監理者等の記載の整合	<ul style="list-style-type: none"> 完了検査申請書(第二面の設計者・工事監理者欄) 当該建築物の計画にかかる確認に要した図書(第1号) 委任状(第7号)
完了検査申請書第三面の「軽微な変更の概要」と「軽微な変更説明書」の記載の整合	<ul style="list-style-type: none"> 完了検査申請書(第三面の「軽微な変更の概要」) 軽微な変更説明書(第5号)
確認申請図書と完了した現場の整合	<ul style="list-style-type: none"> 当該建築物の計画に係る確認に要した図書(第1号) 軽微な変更説明書(第5号)
当該認定と確認申請時の図書又は軽微な変更説明書との整合	<ul style="list-style-type: none"> 当該建築物の計画に係る確認に要した図書(第1号) 都市緑地法第43条第1項の認定にかかる認定書の写し(第3号) 建築物省エネ法第11条第1項(改正後)の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した図書及び書類(第4号) 軽微な変更説明書(第5号)
当該規則で定める書類と確認申請時の図書又は軽微な変更説明書との整合	<ul style="list-style-type: none"> 当該建築物の計画に係る確認に要した図書(第1号) 軽微な変更説明書(第5号) 特定行政庁が工事監理の状況を把握するために必要として規則で定める書類(第6号)

(5) 完了検査の実施

完了検査は、対象建築物の工事が、確認に要した図書のとおり実施されたものであるかを確かめるため、各種の検査結果報告書、工事写真等の確認を行う書類検査、及び目視、簡易な計測機器等による測定、または建築物の部分の動作確認等により実施します。

特に比較的小規模な木造建築物においては、施工者が作成する品質管理記録等の各種書類を活用し、適切に申請者等から検査者へ施工状況の報告を行えるようにすることが必要です。

また、指定建築材料である鉄筋、コンクリートについては、指定建築材料として求められる仕様、性能であることを確認する必要があります。



①書類検査の方法

規則別記第19号様式(完了検査申請書)第一面から第三面の内容が適正に記載されているか、及び第四面の工事監理の状況、設計者や工事監理者などへの聞き取りや工事関係書類及び工事写真等により、適正に工事監理が行われているかを確認します。

①-1 完了検査申請書 第四面(木造建築物の場合の記載例)

完了検査申請書のうち、検査のキーになる第四面の記載例と各事項の検査時に確認する書類を示します。

工事監理の状況 (第四面)							検査時確認書類
確認を行った部位・材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法	照合結果(不適の場合には建築主に対して行った報告の内容)		
敷地の形状、高さ、衛生及び安全	敷地	・高さ、形状、寸法 ・道路との接続の状況	配置図	無し	・土工事の工程終了後に現場で照合	適	凡例(作成者) ○施工者 △建材会社等 ■工事監理者 ○品質管理記録等(実測図) ○工事写真*2 ○品質管理記録等 ○品質管理記録等(実測図) ○SWS報告書 ○工事写真*2 △納品書 ○自主検査記録等 △納品書 ○自主検査記録等 ○工事写真*2 ○自主検査記録等 △納品書
	擁壁	・設置の状況	配置図 敷地断面図	無し	・土工事の工程終了後に現場で照合	適	
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料(接合材料を含む)の種類、品質、形状及び寸法	支持地盤	・支持層の種類、位置、地耐力	仕様表 基礎詳細図	無し	・工程終了時に現場で確認	適	
	木材	・材料、種類、規格、仕上、品質、形状、寸法	仕様表	無し	・納品書による書類検査	適	
	コンクリート	・材料、種類、規格、品質 ・形状、寸法、仕上	仕様表	無し	・納品書による書類検査及び工程終了時に現場で照合	適	
	鉄筋	・材料、種類、規格、仕上、品質、形状、寸法	仕様表 基礎詳細図	無し	・鋼材検査証明書による書類審査、受入時の検査、工程終了時に現場で照合	適	
	屋根材	・材料、品質、寸法、形状 ・不燃材料	仕様表 部分詳細図	無し	・納品書と設計図書を照合	適	
	外壁材	・材料、寸法、形状 ・不燃材料	立面図 部分詳細図	無し	・納品書による書類検査	適	
	接合金物	・形状、寸法、品質	柱頭・柱脚金物 算定図	無し	・納品書による書類検査	適	
アーカー	・形状、寸法、品質	仕様表	無し	・納品書による書類検査	適		

*1 施工結果報告書：特定行政庁が定めている場合は、指定書式にて、工事監理者、施工者等から完了・中間検査者へ報告を行ってください。

*2 工事写真：完了検査時に現地で直接確認を受けることのできない部位を確認できる様に、工事写真を撮影・整理してください。

検査時確認書類

凡例（作成者）
○施工者
△建材会社等
■工事監理者

○自主検査記録等
○工事写真*2

(第四面)

工事監理の状況

Table with 7 columns: 確認を行った部位・材料の種類等, 照合内容, 照合を行った設計図書, 設計図書の内容について設計者に確認した事項, 照合方法, 照合結果(不適の場合には建築主に対して行った報告の内容), 備考. Rows include: 居室の内装の仕上, 天井及び壁の室内に面する部分, 開口部に設ける建具, 建築設備に用いる材料の種類並びにその照合した内容, 配管・配線, 給水設備, 排水設備, 浄化槽, 電気設備, ガス設備.

*1 施工結果報告書：特定行政庁が定めている場合は、指定書式にて、工事監理者、施工者等から完了・中間検査者へ報告を行ってください。

*2 工事写真：完了検査時に現地で直接確認を受けることのできない部位を確認できる様に、工事写真を撮影・整理してください。

検査時確認書類

凡例（作成者）
△施工者
△建材会社等
■工事監理者

○自主検査記録等
■施工結果報告書*1

○自主検査記録等
■施工結果報告書*1

○自主検査記録等
■施工結果報告書*1

○自主検査記録等
■施工結果報告書*1

○自主検査記録等

○自主検査記録等

○自主検査記録等
○工事写真*2

○自主検査記録等
○工事写真*2

(第四面)

工事監理の状況

Table with 7 columns: 確認を行った部位・材料の種類等, 照合内容, 照合を行った設計図書, 設計図書の内容について設計者に確認した事項, 照合方法, 照合結果(不適の場合には建築主に対して行った報告の内容), 備考. Rows include: 主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分, 建築物の各部分の位置、形状及び大きさ, 構造耐力上主要な部分の防錆、防蝕及び防蟻措置及び状況, 特定天井に用いる材料(略).

①-2 工事写真リスト

工事写真は、以下によるほか、特定行政庁により撮影箇所、枚数等が定められていることがあるので、適宜追加してください。



表 4-5 工事写真リスト (例)

対象	写真の部分	
材料	構造耐力上主要な部分の材料のラベル、梱包など 鉄筋、コンクリート、柱、はり、筋かい、耐力面材、土台等木材、接合金物・接合具	
基礎	地業後	支持地盤の状況
	コンクリート打設前	配筋の状況(底盤、立上り、開口補強、配管用スリーブ等) アンカーボルト(ホールダウン用、土台用)の設置状況(埋め込み長さ、フック)型枠の施工状況(各部の寸法、立上り型枠補強)
	コンクリート打設後	脱型時期の記録 ジャンカ、コールドジョイント等の有無
木造の部分	防腐防蟻処理の範囲 柱、筋かい、耐力面材、火打材、桁筋筋かい等構造材の配置 接合金物の配置:柱頭・柱脚、筋かい端部、火打、土台 接合部に応じた接合具の種類、本数 耐力面材に用いられる接合具の種類、間隔	
屋根	瓦等、屋根ふき材の留付状況	
大臣認定品	耐力壁、準耐力壁等	

② 現場検査の方法

現場検査の方法については、指針告示(平19国交告第835号)に示されているとおり、確認に要した図書と、施工の状況が整合していることを確認します。

表 4-6 現場検査事項の例

検査対象	検査に関する規定	現場検査事項	確認に要した図書
基礎	令第38条 基礎	基礎立上りの配置、基礎の構造方法(床下換気方法)	耐力壁図等
内外装材	令第39条 屋根	屋根ふき材、外壁等の仕様	構造詳細図(屋根)、(外壁)
木造の部分	令第46条 構造耐力上必要な軸組等	構造躯体の概略の状況(壁配置、開口部の位置等)	耐力壁図等

以上のほか、仕様表等に記載された内容のうち、現場検査で確認できる項目について、検査することが考えられます。

構造関係規定については、完了検査時に、現場検査によっては多くの事項について確認することが困難であるため、特定行政庁が定める中間検査時に目視確認を行うか、書類、工事写真等による検査や設計者、工事監理者へのヒアリング等により確認することになります。

③ 検査済証を交付できない場合

完了検査で法適合と判断できない場合、内容に応じて期限付、または無期限の「検査済証を交付できない旨の通知書」が交付されます。

● 期限付通知

- ・ 軽微な変更該当せず計画変更が必要な変更のあった場合
- ・ 確認申請図書のとおり施工されていない、または建築基準関係規定への適合を確認できない場合

⇒ 期限付通知が交付された場合、追加説明書により法適合と判断できれば、検査済証が交付されます。

● 無期限通知

- ・ 工事未完の場合
- ・ 建築基準関係規定に適合しないことが確認された場合
- ・ 構造種別の変更、全体の構造設計のやり直しなどを要するような建築計画の連続性がない大きな変更が確認された場合
- ・ 期限付き通知に基づく追加説明書で、建築基準関係規定に適合しないことを確認した場合
- ・ 期限付き通知に基づく追加説明書が提出されなかった場合

⇒ 無期限通知には、「検査済証を交付できない旨及びその理由」が記載されます。無期限通知の交付前であれば、申請者は完了検査申請を一旦取り下げ、是正を行い、改めて完了検査申請を行うことも考えられます。